

令和５年度第３回袖ヶ浦市男女共同参画会議

1 開催日時 令和６年２月２９日 午前１０時開会

2 開催場所 市役所北庁舎３階小会議室

3 出席委員

会 長	西宮 幸江	委 員	宮前 幸司
副会長	田中 雪夫	委 員	長谷川 美知子
委 員	村越 のり子	委 員	小倉 正敬

4 欠席委員

委 員	小澤 美晴	委 員	小泉 憲治
-----	-------	-----	-------

5 出席職員

企画政策部長	小島 悟
市民協働推進課長	泉水 雄一郎
市民協働推進課副課長	高品 誠
市民協働推進課主事	依知川 清楓

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	５人
傍聴人数	０人

7 議題等

- 会長あいさつ
- 市長あいさつ
- 第５次袖ヶ浦市男女共同参画計画策定に係る諮問
- 議題
 - (１) 第５次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）について
 - (２) 袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（案）の概要について

8 議事等

議題の審議については、別紙のとおり。

議題（１）第５次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）について

※説明：事務局

（西宮会長）事務局の説明に対して、何か質問等はあるか。

（小倉委員）２３ページの防災活動について、君津市が能登半島地震の被災地へトイレトレーラーを派遣して喜ばれたということがある。類するものは所有しているか。

（事務局）君津市は令和元年房総半島台風後にトイレトレーラーを配備しました。本市は所有していませんが、代わりに各避難所の学校や公民館にマンホールトイレがあります。こちらは下水道のマンホールの上にトイレを設置し、テントで囲うことで使用するものです。今回の能登半島地震のように下水道施設まで損傷している場合はトイレトレーラーが非常に有効なため、配備を検討していく必要があると考えています。

（小倉委員）君津市のトイレトレーラーは、日頃どのように使用しているか。

（事務局）基本的に保管ですが、トイレのない場所でのイベントや、年に１度の市全域での防災訓練では有効に活用できていると推察します。

（村越委員）地震でトイレが使用できないという話の中で、男性に裏山があるから大丈夫だと言われたことがあるが、そのような考え方ではいけない。衛生面など様々な視点から考えても、トイレは必要である。マンホールトイレは知らなかった。

（事務局）あまり周知が行き届いていない可能性があります。地域で防災活動等を行っている方は承知されていますが、広く市民の皆様にお知らせしているかという点、不足している部分があると感じております。

（田中委員）職員の不在時であってもそれは設置できるのか。例えば我々が公民館や学校へ避難した際に設置される場所が分からない。

（事務局）防災倉庫の中にあり、誰でもすぐに使えるというものでもありません。自主防災組織や災害コーディネーターの方は、万が一の状況に備え練習をしております。

（田中委員）２３ページに女性消防職員や女性消防団員の育成とあるが、現在の女性の人数はいかがか。

（事務局）女性消防職員は２名いらっしゃいます。女性消防団員は、概ね１０名前後です。

（長谷川委員）５７ページの袖ヶ浦健康づくり支援センターの活用について、成果は数値で出ているか。

（事務局）健康寿命の延伸や医療費の削減については、効果が現れていると把握しているところです。しかしながら、納得のいく根拠のあるデータをもって示すというのは難しいです。

（西宮会長）前回までの会議及び本日の審議における各委員からの意見については、諮問

されている第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）の内容を大幅に修正していくものではなかった。よって、第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）については、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として概ね妥当である。本日の審議までの過程において、各委員から提起された意見について付帯意見として取りまとめ、会長である私と田中副会長に一任いただければ答申書を作成し、市長に答申をしたいがいかか。

（各委員）異議なし。

（西宮会長）異議なしとのことで、私と副会長で答申書を取りまとめ、各委員へ送付するとともに、市長に答申を行う。

その他 袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（案）の概要について

※説明：事務局

（西宮会長）事務局の説明に対して、何か質問等はあるか。

（長谷川委員）問い合わせは来ているか。

（事務局）来ておりません。実際の件数についても目標としているものはなく、あくまでもその制度を整えておき、皆様がご利用しやすくするものとなります。そのため、制度を整えて実際に申請があり、どのようなサービスを必要としているか、ご意見を伺ってみたいと分からないところです。

（長谷川委員）あまり本人から言い出せない状態だと思う。ポスターの掲示場所もそうだが、どのような機関を通じて制度を知らない人に周知していくのか。

（事務局）まずは通常の広報活動をさせていただきます。既に制度を導入している自治体では、わかりやすいチラシやガイドブックを作成し、ホームページ等で周知しているところがあります。検討段階ではありますが、本市でもそのようなチラシやガイドブックを利用した周知を考えております。

（長谷川委員）広報そでがうらにも掲載するか。

（事務局）4月1日号での掲載を予定しております。

（長谷川委員）学校での教育をしていく考えはどうか。子どものうちからそのような方がいて当たり前、という考え方を持って欲しい。

（事務局）人権や男女共同参画に関することであれば、それぞれの推進員の方を通じて学校でも周知啓発はさせていただいております。学校でもそのような課題についてお話をされているところではありますが、学齡児が小さいと理解が難しい部分もあります。今後は段階を追って、男女共同参画推進員や人権擁護委員の方を含めて、周知をしていきたいと考えております。

（小倉委員）生きづらさを緩和するという観点からすると、我々一般市民が心の底から納得して応援する形が必要だと考える。LGBTQ+について、幼少の頃から馴染んでいない案件でもあり、意識改革が必要である。人の集まる会合や補

助金を活用した研修で、繰り返し啓発していくことが必要ではないか。その啓発のためだけに人を集める、というところも厳しい部分もあるため、何かの機会を利用して繰り返し行っていかななくては、一般の方には理解してもらえないのではないかと日頃から考えている。

(村越委員) 学校で担任は男の子に対しても「さん」を付けて呼ぶ。小さな部分から変えていくことが大切。やはり、積み重ねていく必要がある。制度が出たからといって、すぐに変わるものではない。

(田中委員) 千葉市や船橋市は昨年7月から制度を導入している。それぞれ現在の登録件数はどの程度か。

(事務局) ホームページで確認しているところではありますが、政令指定都市である千葉市、また、船橋市や市川市、松戸市は人口が50万人以上になりますので、概ね30～40件です。習志野市が10件ほどと把握しております。それなりの人数がいらっしゃるところですが、同性婚のみに限らず事実婚の方を対象にしている自治体もありますので、事実婚の方を含めるとなると、実際の割合は把握しかねるところです。

(田中委員) 実際に袖ヶ浦市でも出てきていない方がいる可能性がある、ということか。

(事務局) どの市町村でも一定数の方はいらっしゃると思いますが、ご本人の意思もありますので、そこまではわかりかねます。

(田中委員) あとは、申し込んでいただけるかどうかの問題である。

(村越委員) 届出をしても、素直に言い出せない方はいる。

(西宮会長) 先ほどの小倉委員の意見が、全てまとまっていると考える。私達が取り組んできた男女共同参画も30年という長い中で、繰り返し行ってきた。今まで言い出せなかった方が少しでも前向きに考えられるよう、説明していくことは大切である。

(村越委員) 成人式を利用して、会場で簡単なパンフレット等を配布することはできないか。

(西宮会長) 成人式に参加されている方は興奮している。男女共同参画推進員でも検討し、封筒の中に情報誌を入れた時もあったが、難しい。企画して完全に成功というのではなく、継続して取り組んでいたものが1ミリでも進めばよい、という考えで繰り返すしかない。

(宮前委員) 運送業では女性のドライバーもあり、認識自体は広まっていると考える。教育の場でこのようなことは示しているのか。

(事務局) 授業の中で取り入れている学校もございますが、先ほどお話ししたとおり、学校に出向いて男女共同参画推進員や人権擁護委員の方との取組がありますので、そこでの周知啓発を考えております。

(宮前委員) 小学校あたりから意識も変化する。保育園や身内等で障がいを持つ子と接する機会があった。小さい頃から接していれば徐々に認識も広がっていく。

(小倉委員) それに加え、企業の中の研修もまた大切だと考える。学校では子どもに対し

て、保護者に対してはPTAを利用する。職員研修や企業での社内研修など、多様な手段で地道に進めていくのがよい。

(西宮会長) この制度はまだ第1段階。階段は1つ上がったが、今後はその幅を広げていく必要がある。

(小倉委員) 先に制度を作っておくと入りやすい。

(村越委員) パートナリシップはこれからだが、男女共同参画という視点から考えると、かなり変化してきているように感じる。

(西宮会長) 学校も男女共同参画推進員の寸劇を受け入れてくださり、寸劇の中で将来の職業や男女の差別批判について伝えることができる。

(小倉委員) 寸劇はわかりやすくてよい。

(村越委員) 生きづらさを抱えていた方たちは、この制度ができたことで毎日明るく過ごせるようになるのでは。その入口として躊躇しないような方法や雰囲気を作っていく必要がある。相談を受けた際に制度の紹介や男女共同参画の時代であることをひと言添えるなど、身近な場所から広めていくことも大事な役目と考える。

(長谷川委員) 資料4ページのサービスについて、生命保険やクレジットカードなど民間企業の方にさり気なく設置しておけば、話の中から逆に制度を知ることもあるかと考える。

(西宮会長) 民間企業でのサービスがあること自体、私は知らなかった。参考にさせていただきたい。委員の皆様から他に何かあるか。又は事務局からあるか。

(各委員) 特になし。

(事務局) 本日いただいたご意見を踏まえまして、答申の関係、そしてパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度についての手続を進めてまいります。本日の会議録ですが、作成後これまでと同様に委員の皆様へ郵送させていただきますので、ご確認をお願いします。調整ができ次第、市のホームページで公開させていただきます。また、委員の皆様におかれましては、今年度末で任期となります。各団体から推薦いただいている方につきましては、次期委員となられる方の推薦を改めてお願いいたします。そして、第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画の計画書ですが、答申をいただいた後に最終的な取りまとめを行い、完成しましたら委員の皆様へ送付させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

(西宮会長) 以上で、本日の審議を終了いたします。ご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局へお返しいたします。

(事務局) 委員の皆様には、長時間にわたり慎重、審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第3回男女共同参画会議を閉会いたします。皆様におかれましては、お忙しいところ審議会委員としてご対応ありがとうございました。改めて感謝申し上げます。今後とも折に触れ、行政へのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

た。

閉 会 午前11時20分

は っ ぴ ー プ ラ ン

第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）

袖ヶ浦市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の性格	6
4 計画の期間	7
第2章 男女共同参画に関する本市の現状と課題	8
1 第4次計画の取組状況	8
(1) 指標の達成状況	8
(2) 事業の取組状況	8
2 第4次計画推進における成果	10
3 男女共同参画に関する本市の社会情勢及び課題	14
(1) 社会情勢	14
(2) 本市における課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 基本目標達成のための施策	28
4 計画の体系	33
5 指標の設定	35
第4章 施策の方向	37
I あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	37
(1) ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	37
(2) 働く場における男女共同参画の推進	44
(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	47

Ⅱ 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり	49
（４）あらゆる暴力の根絶	49
（５）誰もが安心して暮らせる環境づくり	52
（６）生涯を通じた男女の健康支援	57
（７）防災分野における男女共同参画の推進	60
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	62
（８）人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	62
（９）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	65
第5章 計画の推進体制	68
1 庁内推進体制の充実	68
2 市民との連携	68
3 国・県等関係機関との連携	68
4 情報提供の充実	68
5 計画の進行管理	68

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取組を始め、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、国が目指すべき社会を提示するとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしております。

また、千葉県では、平成13年に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、令和3年には、「第5次男女共同参画計画」を策定し、7つの重点的取組をはじめとした各種施策に取り組んでおります。

本市においては、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画（以下「第4次計画」という。）に基づき、「男女がともに認め合い、やさしさでつながり、自分らしい生き方ができる社会を目指して」を基本理念に掲げ、全庁的に施策を展開しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

「第4次計画」策定後、男女共同参画に関する市民の意識や現状などを総合的に捉えるために実施した市民意識調査の結果等から、男女共同参画への意識は高まってきたものの、職場での管理職における女性割合の低さ、男性従業員の育児・介護休暇取得率の低さ及びワーク・ライフ・バランスに対する理想と現実のギャップの大きさなど、依然として課題が多く存在しているものとなっています。

さらに、国において、令和5年6月に、LGBTQ¹に対する理解の増進を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立するとともに、都道府県では、有志知事による多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりについての共同声明が出されています。各市町村においてもLGBTQ+に関し、パートナーシップ制度の導入が広がりつつあります。

これらを受け、本市における更なる男女共同参画の推進と、女性が活躍できる環境の整備等とともに、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を進めていくために、第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（以下「第5次計画」という。）を策定するものです。

¹ 性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつ

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

女性差別をなくす世界的な取組の中で、国際連合は、昭和50年を「国際婦人年」と定め、「世界行動計画」を採択しました。そして、昭和51年から昭和60年までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、以降、男女差別の解消に向けた取組を展開してきました。

昭和54年に国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が、昭和60年には「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

その後、平成7年に「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、国際社会における男女平等に関する国際基準として「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

そして、平成12年の国連特別総会「女性2000年会議」以降、国連は「北京宣言」及び「行動綱領」に基づく国際社会の取組状況について、検討する会議を開催しています。

また、平成23年に、女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）」が発足し、女性のリーダーシップと参画の拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性・女児に対する暴力の撤廃などを優先課題領域として重点を置いて取り組んでいます。

さらに、平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール、ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ジェンダー平等を実現しよう」など、本計画に関係が深いゴールが盛り込まれています。

（２）日本の動き

我が国においては、国連と連動して昭和５０年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和５２年に婦人問題の課題や目標を定めた「国内行動計画」を策定しました。

そして、昭和６０年に「女子差別撤廃条約」を批准し、条約の規定に則り、翌年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）を施行しました。

その後、平成４年には、労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援するための「育児休業等に関する法律」（育児休業法）が施行され、平成１１年には、介護休業の制度を盛り込んだ「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（改正育児・介護休業法）が施行されました。

また、同年６月、男女共同参画を国の最重要課題としてとらえ、男女共同参画社会の基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法」を施行し、翌年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成１３年、男女共同参画の推進体制を強化するため、内閣府に男女共同参画局と男女共同参画会議が設置されました。同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成２５年に適用対象を拡大した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）に改正されました。

平成１７年、政策・方針過程への女性の参画拡大の推進等を盛り込んだ「第２次男女共同参画基本計画」を策定、平成１９年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成２２年に「第３次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成２７年、“働く場面で活躍したい”という希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）』が成立し、同年１２月には、「第４次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成３０年、新たに「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行し、平成３１年には、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。

令和２年には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」が策定され、また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が策定され、現在この方針に基づいて引き続き対策を進めています。

そして、令和2年、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」を目指すべき社会と示した「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成に向けて、政策を推進しています。

(3) 千葉県の動き

千葉県では、昭和56年に初めての女性計画である「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定し、以降、昭和61年には「千葉県婦人計画」を、平成3年には「さわやかちば女性プラン」を、平成8年には「ちば新時代女性プラン」を策定してきました。

平成13年、男女共同参画社会基本法に基づき、それまでの女性計画に替わる「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。また、従前の婦人相談所の業務に配偶者暴力相談支援センターの機能を加えた「千葉県女性サポートセンター」を開設し、平成18年には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定するとともに、「ちば県民共生センター（現：男女共同参画センター）」を開設しました。

その後、4度にわたる改定を重ね、現在は、令和3年に策定した「第5次千葉県男女共同参画計画」及び令和4年に策定した「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」に基づき、男女共同参画社会づくりの推進及びDVを許さない社会の実現に向けて取り組んでいます。

（４）袖ヶ浦市の動き

本市では、平成３年、教育委員会生涯学習課に青少年女性係を設置し、女性施策への取組をスタートさせました。

そして、平成７年に、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、袖ヶ浦市女性施策庁内連絡会議を設置しました。

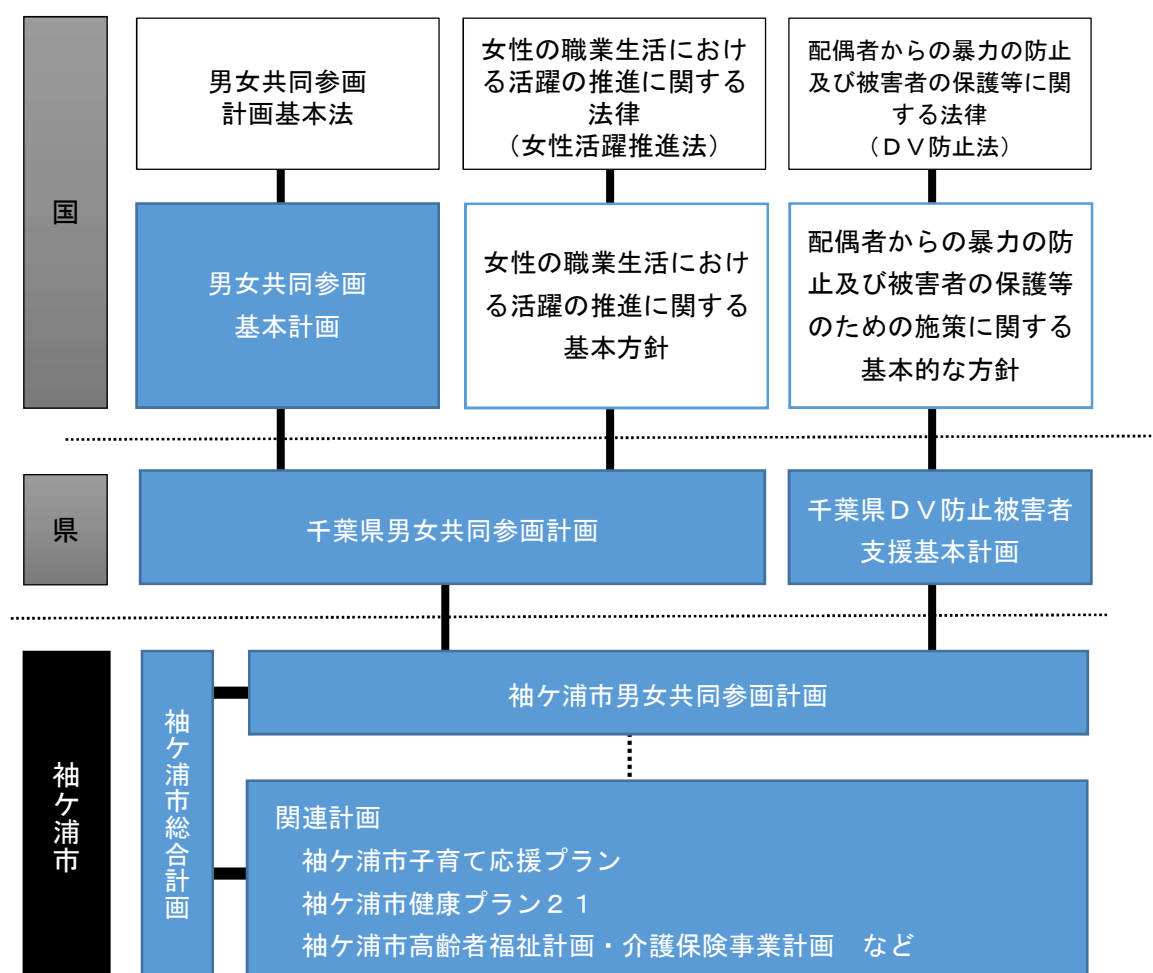
平成９年、男女平等に関する市民意識調査や職員意識調査を実施し、平成１２年３月に「袖ヶ浦市男女共同参画計画パートナープランそでがうら」を策定し、翌年の平成１３年には、新たに男女共同参画会議を設置して男女共同参画の推進体制を強化するとともに、意識啓発活動として「パートナーフォーラム袖ヶ浦」や「男女共同参画セミナー」等を開催するなど、様々な取組を進めてきました。

平成１９年、「袖ヶ浦市男女共同参画計画パートナープランそでがうら」の見直しを行い、「袖ヶ浦市男女共同参画計画（第２次）」（計画期間：平成１９～２５年度）を、平成２６年には「第３次計画」（計画期間：平成２６～３０年度）を、平成３１年（令和元年）には現行の「第４次計画（愛称：はっぴープラン）」（計画期間：令和元～５年度）を策定し、男女共同参画推進員とともに、男女共同参画の推進に向けて施策を展開しています。

3 計画の性格

(1) 位置付け

- ①この計画は、『男女共同参画社会基本法』第14条第3項に基づく市町村基本計画として策定する男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を推進するための基本となる計画とします。
- ②この計画は、国の『第5次男女共同参画基本計画』及び千葉県の『第5次男女共同参画計画』並びに『袖ヶ浦市総合計画』をはじめとする市の関連諸計画との整合を図りながら、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画とします。
- ③この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。



(2) SDGs との関係

本市では、総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献するとしています。本計画については、特に、ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の各施策の方向性とも重なっていることから、本計画の各施策を着実に進めていくことにより、SDGsの推進、目標達成にも貢献していくものとします。



4 計画の期間

本計画の期間は、総合計画の期間に整合させるものとし、第4次計画が終了する翌年度の令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国の制度改正等により、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
基本 構想	基本構想（12 年間）											
基本 計画	前期基本計画（6 年間）						後期基本計画（6 年間）					
実施 計画	第 1 期 実施計画 （3 年間）			第 2 期 実施計画 （3 年間）			第 3 期 実施計画 （3 年間）			第 4 期 実施計画 （3 年間）		
本計画	第 4 次計画					第 5 次計画						

2章 男女共同参画に関する本市の現状と課題

1 第4次計画の取組状況

(1) 指標の達成状況

第4次計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）では、3つの基本目標に対して9つの推進項目を設定するとともに、計画の実効性を高めるため、基本目標の達成に向けた17の指標を設け、各種取組を推進してきました。

第4次計画期間に取り組んできた事業に対する目標の達成度や現状を把握するため、令和4年度に実施した市民意識調査等において、17の指標に関連する全23項目のうち、実績値が既に目標値を達成した項目が3項目、平成29年度と比較して上昇した項目が13項目、下降した指標が10項目となり、課題が残るものの効果的な施策の展開を図ることができました。

(2) 事業の取組状況

第4次計画の計画期間中においては、令和元年房総半島台風（以下「台風15号」という。）による大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けましたが、オンライン技術の活用等により、計画登載事業について概ね計画どおり実施できました。

なお、計画登載事業における令和4年度の取組状況としては、全88事業のうち、「完全又は十分実施できた」が63事業、「概ね実施できた」が18事業、「取組半ばであり改善を要する点がある」が7事業となりました。

総合評価の区分	R元年度 総合評価	R2年度 総合評価	R3年度 総合評価	R4年度 2次評価
A 完全又は十分実施できた (80%以上)	63事業	45事業	49事業	63事業
(A) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	12事業	5事業	7事業	5事業
B 概ね実施できた (60%～79%)	12事業	11事業	20事業	18事業
(B) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	4事業	4事業	15事業	10事業
C 取組半ばであり改善を要する点がある (59%以下)	13事業	28事業	18事業	7事業
(C) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	3事業	25事業	16事業	4事業
D 未実施	0事業	4事業	1事業	0事業
(D) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	0事業	4事業	1事業	0事業

指標

基本 目標	指標項目	区分	実績値			目標値
			平成 29年度	令和 4年度	変動	令和 5年度
Ⅰ	保育所等待機児童数	全体	0人	23人	↘	0人
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	65.9%	70.1%	↗	75%
	仕事と生活のバランスが図られていると感じる人の割合（子育てアンケート）	全体	62.6%	61.8%	↘	65%
	市男性職員の育児休業取得率	男性	0%	50%	↗	10%
	職場の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	32.8%	35.1%	↗	40%
		男性	41.5%	44%	↗	45%
	市の審議会等における女性委員の割合	女性	30.2%	29.4%	↘	35%
	市女性職員の管理職への登用率	女性	11.5%	12.6%	↗	15%
	家庭の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	54.0%	54.6%	↗	65%
		男性	73.4%	73.7%	↗	75%
	地域の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	38.7%	39.8%	↗	45%
		男性	56.1%	53.3%	↘	60%
Ⅱ	DV防止法という言葉を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	89.9%	86.7%	↘	100%
	「セクシュアル・マイノリティ、LGBT」という言葉を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	64.9%	80.5%	↗	70%
	総合型地域スポーツクラブの会員数	全体	1,345人	870人	↘	1,540人
	がん検診の受診率	女性	子宮がん		↘	50%
			27.9%	26%		
乳がん			↘			
27.6%	26.5%					
Ⅲ	男女の固定的性別役割分担意識を持たない人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	70.7%	77.9%	↗	75%
	社会通念や風潮の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	20.2%	24.8%	↗	30%
		男性	37.9%	39.5%	↗	40%
	教育の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	53.7%	53.1%	↘	55%
		男性	62.7%	58.4%	↘	70%
	女性災害対策コーディネーター数	女性	32人	47人	↗	50人

※基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

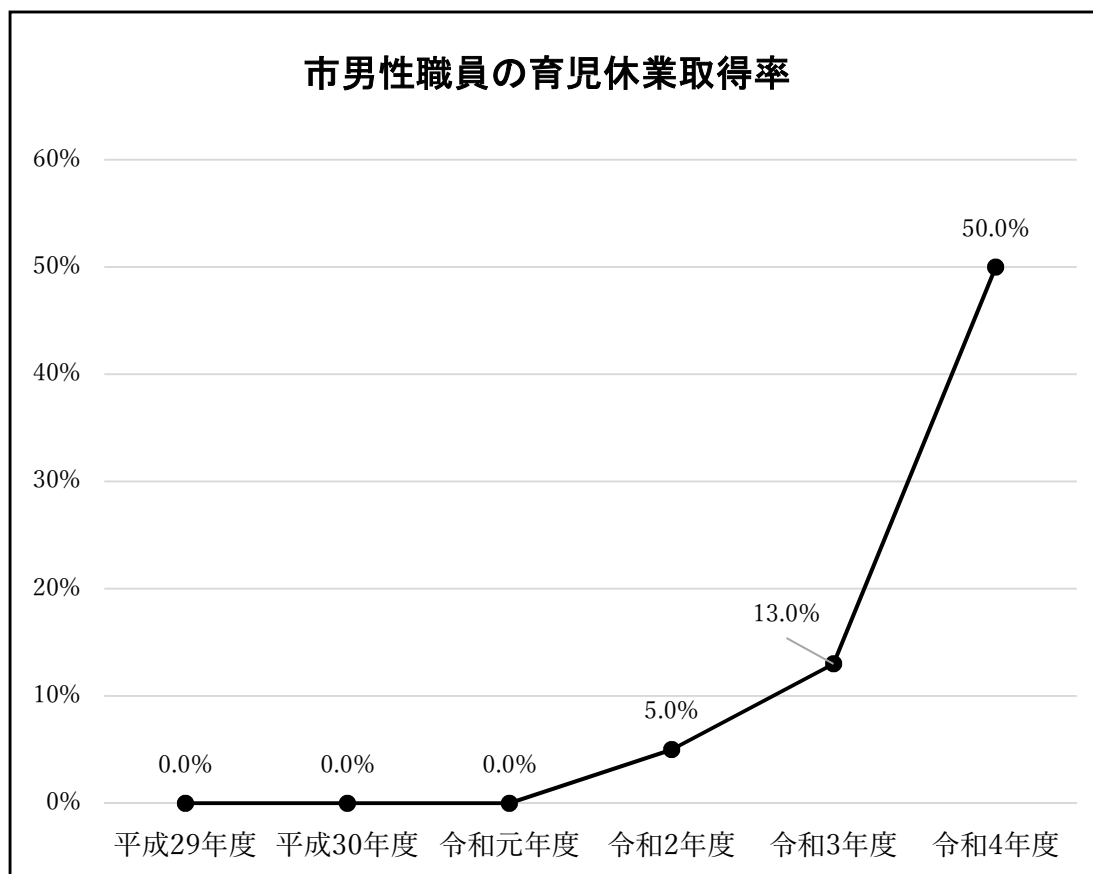
基本目標Ⅱ 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

2 第4次計画推進における成果

①市男性職員の育児休業取得率の向上

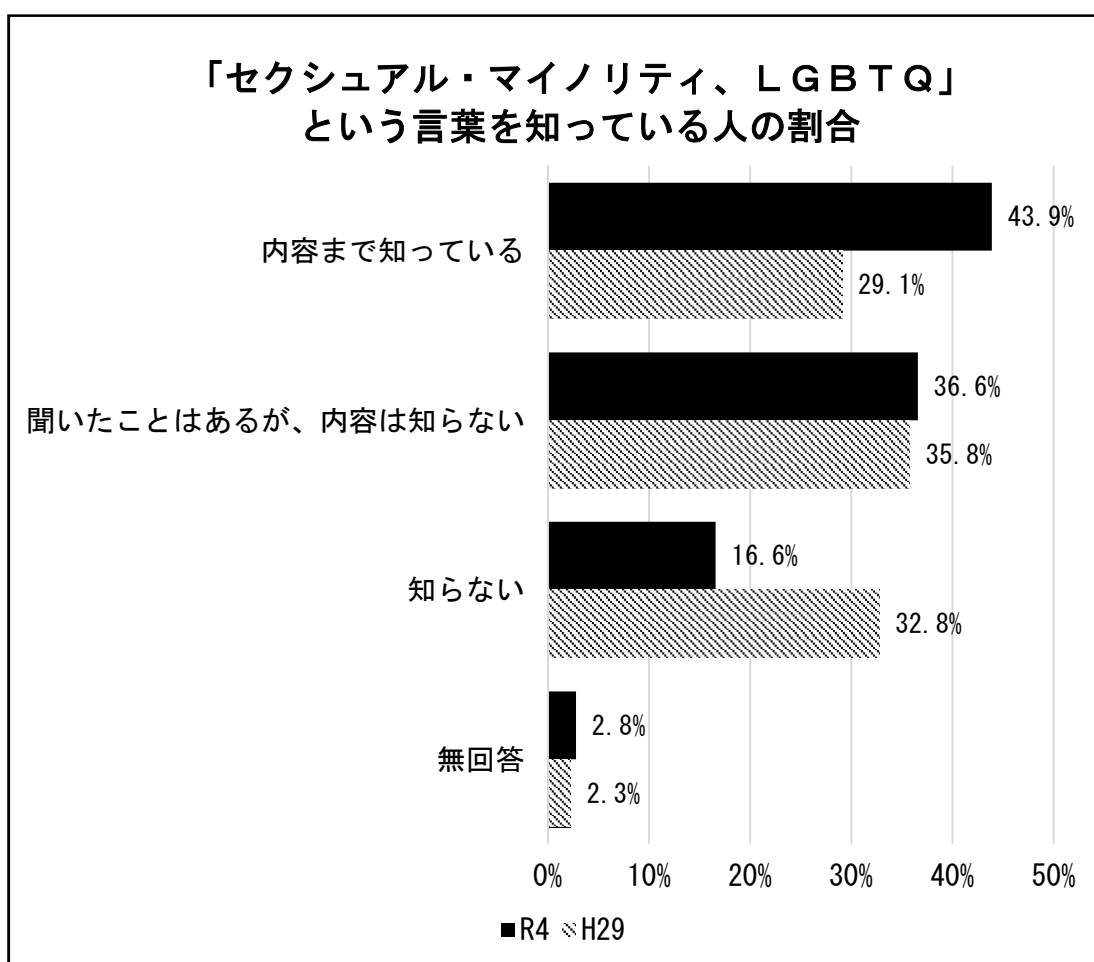
市職員に対する各種制度の周知と意識啓発等を行ったことにより、平成29年度では0%であった市男性職員の育児休業取得率が、令和4年度実績値では50%と、令和5年度目標値（10%）を上回り、男女がともに育児をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を推進することができました。



資料：第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画進捗状況調査

②「セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ」という言葉を知っている人の割合の増加

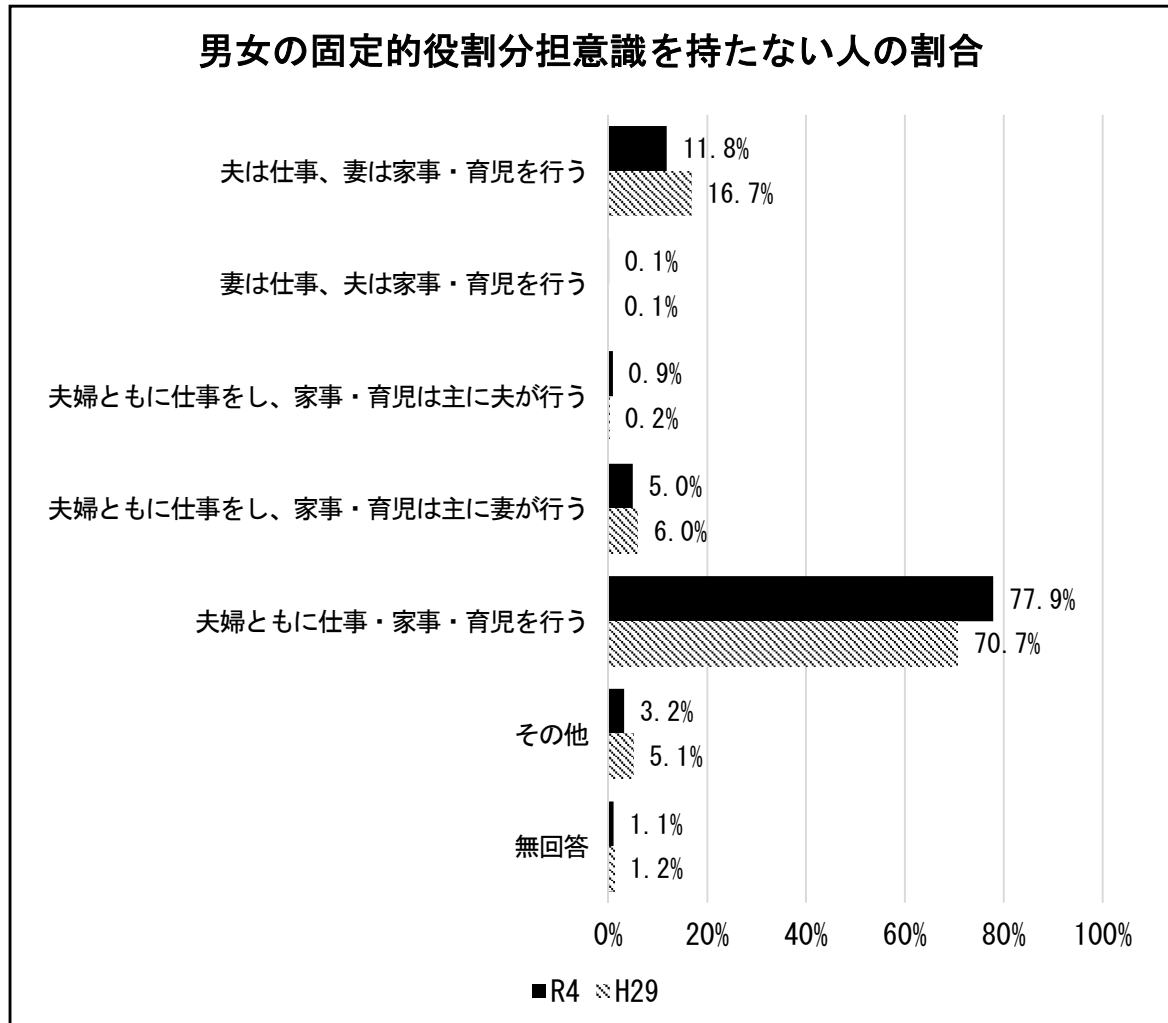
セクシュアル・マイノリティ、LGBTQといった言葉について、マスメディア等での報道により認知度が高まったことに加え、チラシや情報誌等の作成及び配布による情報提供等を行ったことにより、平成29年度市民意識調査（以下「平成29年度調査」という。）では64.9%であった「セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ」という言葉を知っている人の割合が、令和4年度市民意識調査（以下「令和4年度調査」という。）の実績値では80.5%と、令和5年度目標値（70%）を上回り、セクシュアル・マイノリティ等への認識を高めることができました。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

③男女の固定的役割分担意識を持たない人の割合の増加

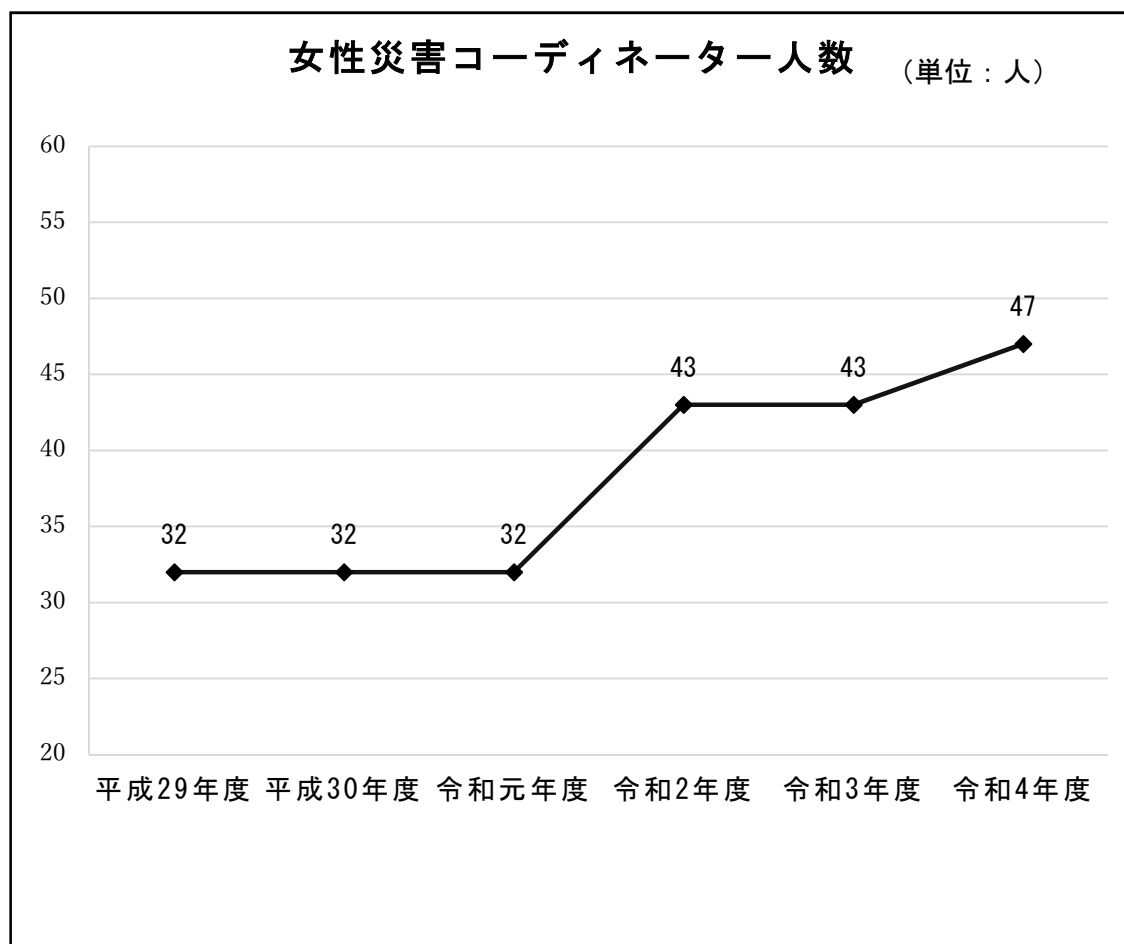
各種セミナーの実施等による意識啓発を行ったことにより、平成29年度調査では70.7%であった男女の固定的役割分担意識を持たない人の割合が、令和4年度調査の実績値では77.9%となり、令和5年度目標値（75%）を上回り、男女がともに共同して家庭生活を行う意識が浸透してきています。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

④女性災害対策コーディネーターの増加

男女共同参画の視点に立った防災対策に向けて取組を行ったことにより、平成29年度では32人であった女性災害対策コーディネーターが、令和4年度実績値では47人まで増加し、男女両方の視点に立った防災対策を推進することができました。



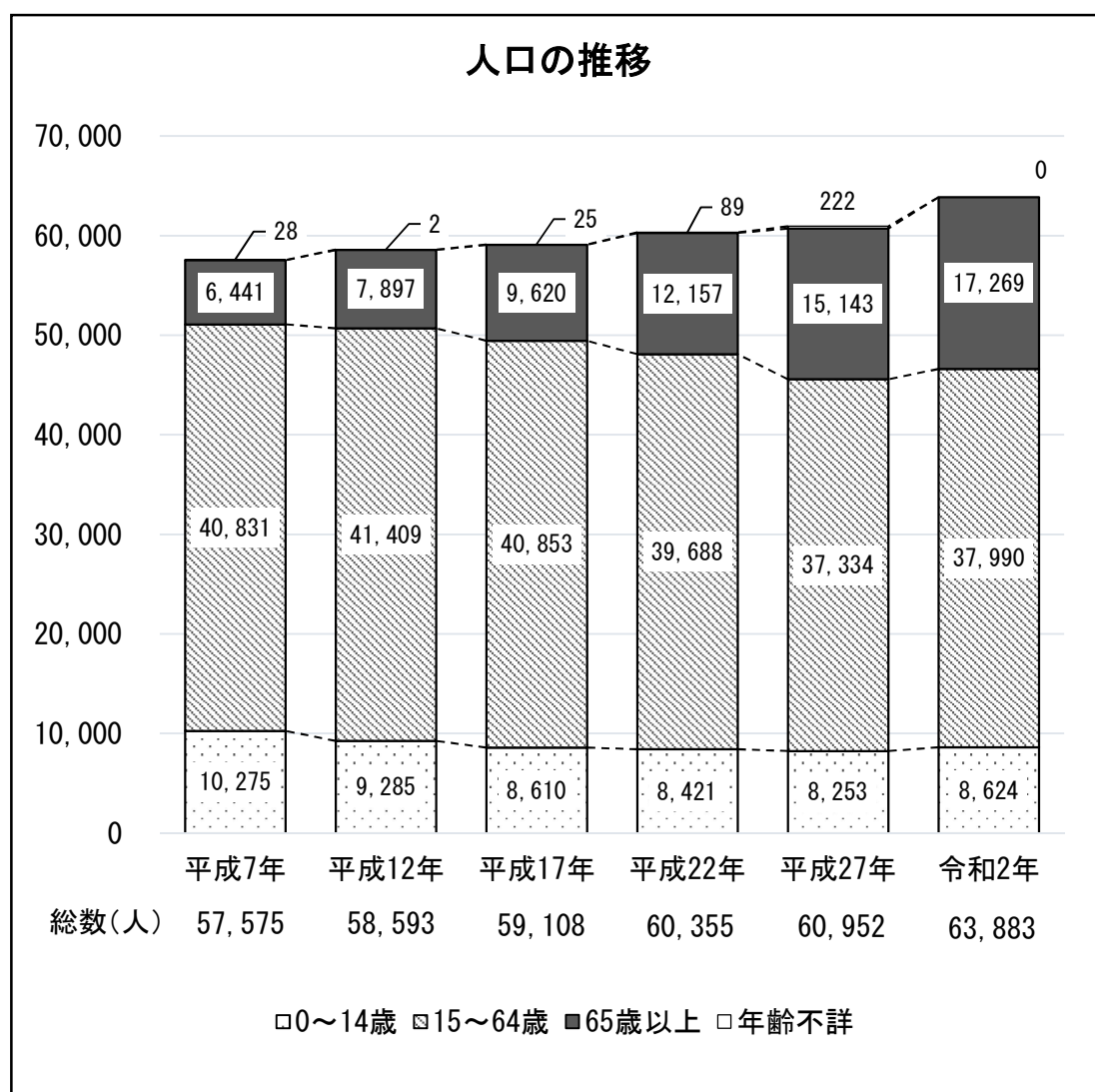
資料：第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画進捗状況調査

3 男女共同参画に関する本市の社会情勢及び課題

(1) 社会情勢

①人口の推移

本市の人口は、近年増加傾向にあり、年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の増加については、主に子育て支援をはじめとした各種施策の展開や袖ヶ浦駅海側地区の開発等が要因となっており、老年人口（65歳以上）の増加は、主に高齢化の進展によるものとなっています。

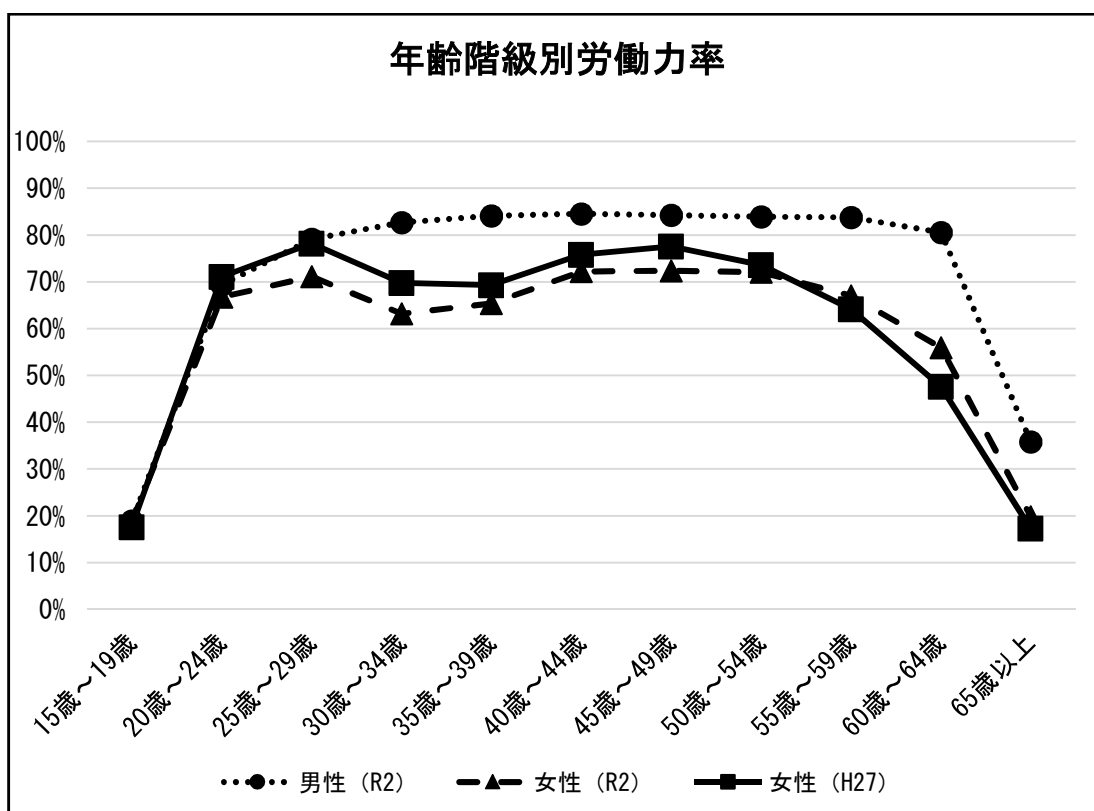


資料：総務省統計局「国勢調査」

②労働力率

令和2年の国勢調査の結果によると、本市における労働力率を性別・年代別にみると、男性については40歳～44歳の84.6%をピークとし、30～64歳の全年齢階級において80%を超える結果となっています。

一方、女性の労働力率については、平成27年の国勢調査結果と比較しても、依然として結婚適齢期や子育て期である30歳～34歳において一旦低下し、育児が落ち着くと想定される35歳以降に再び上昇するという「M字型就労曲線」を描く結果は同様となっています。



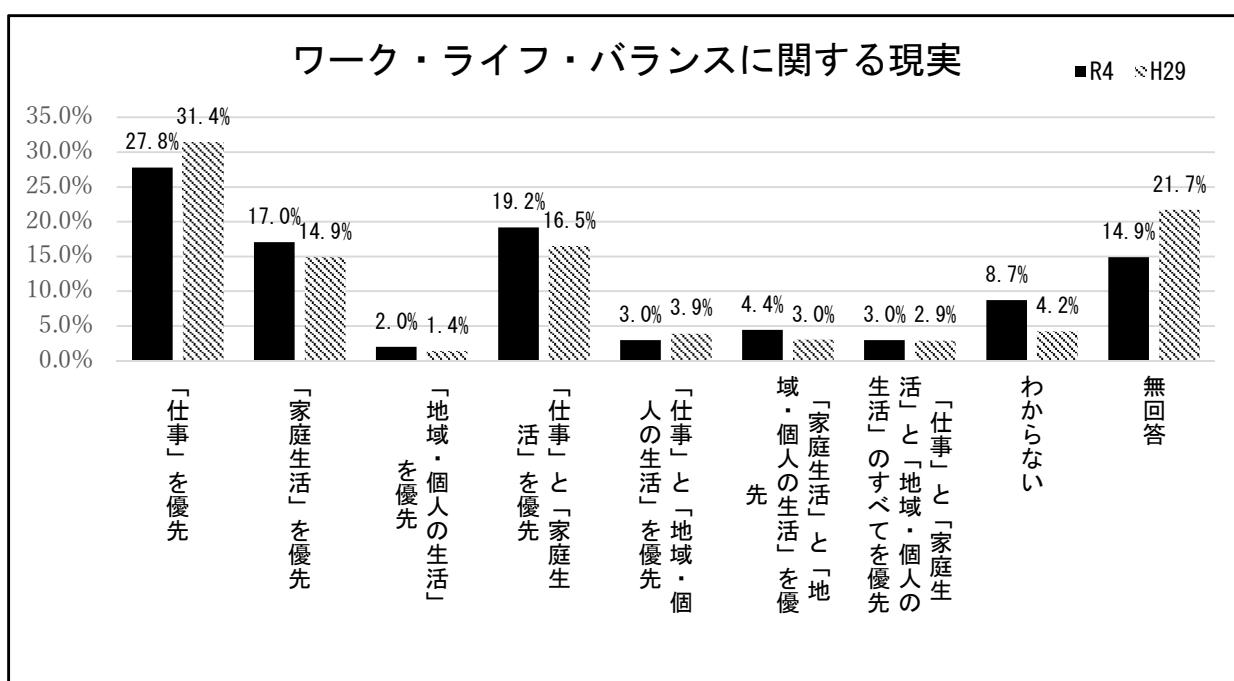
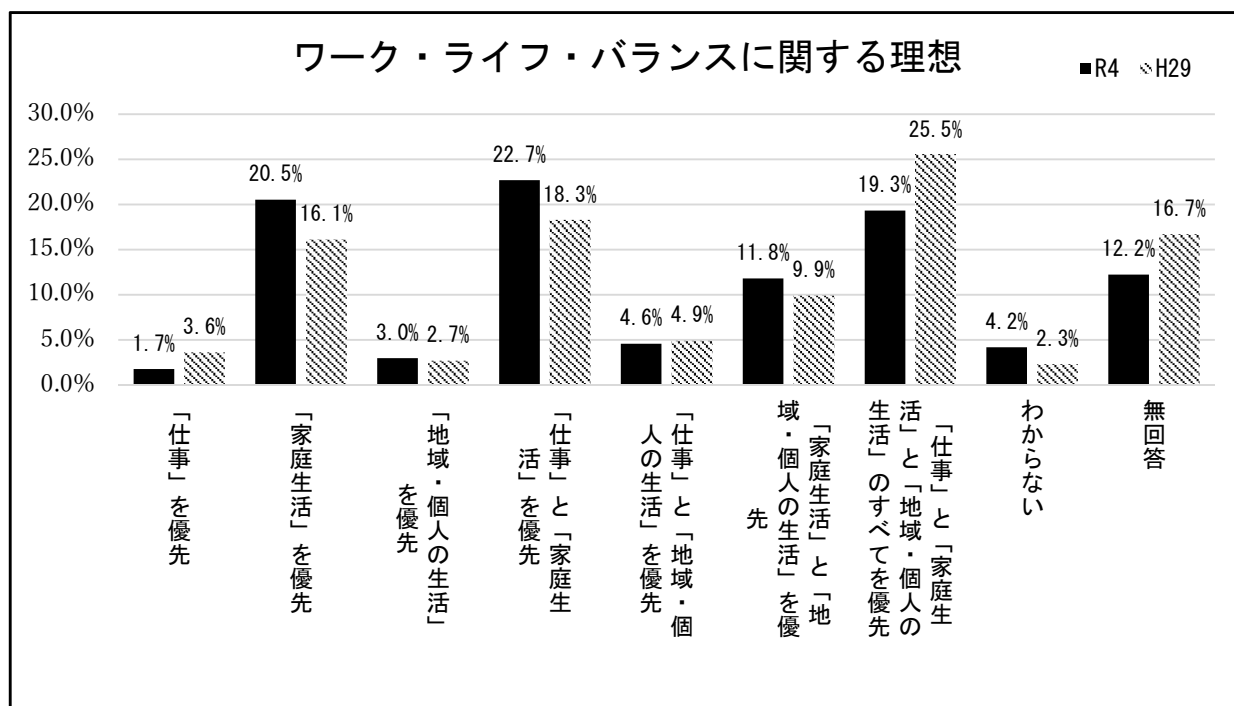
資料：総務省統計局「国勢調査」

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口
（就業者＋完全失業者）の割合

(2) 本市における課題

①ワーク・ライフ・バランスの推進

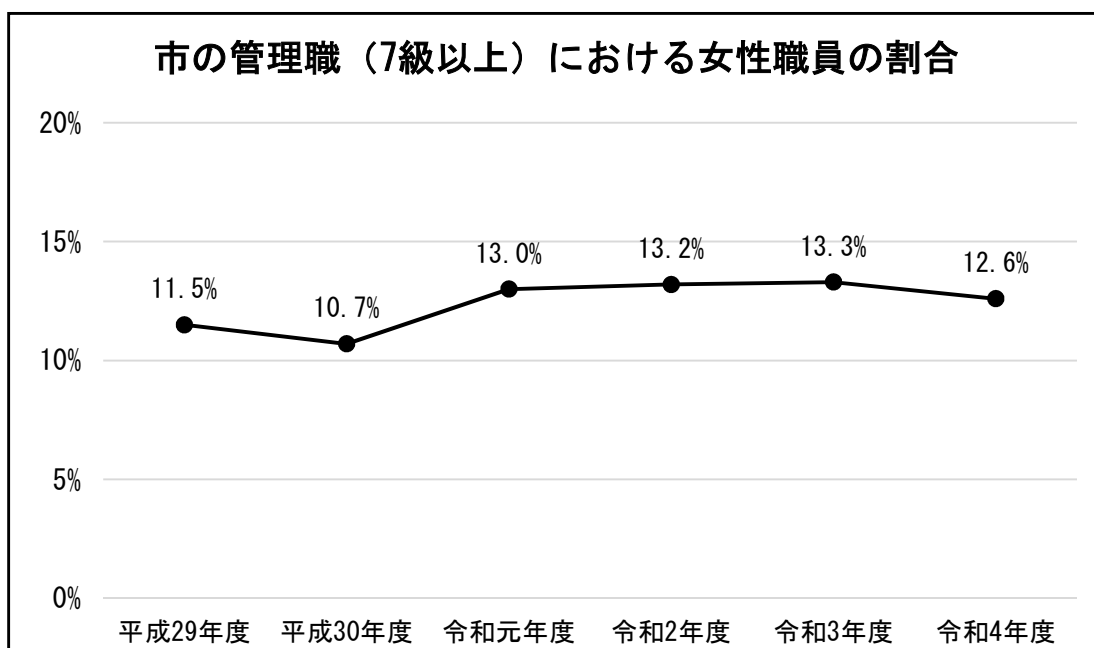
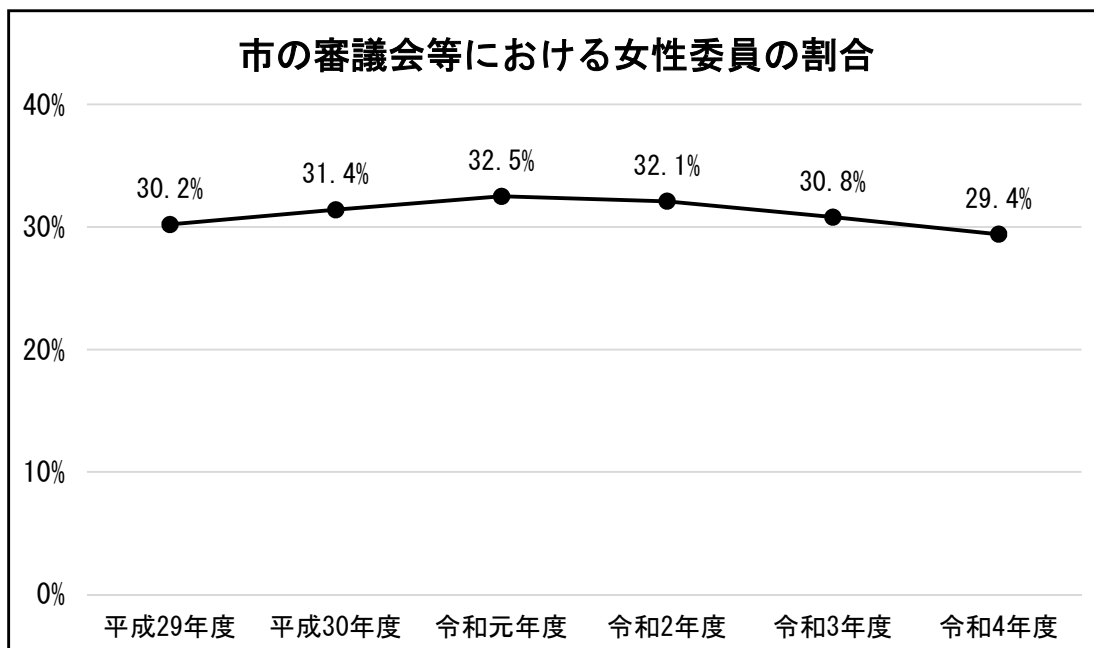
令和4年度調査の結果では、ワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実のギャップについて、平成29年度調査と同様に依然として大きくあり、その傾向にほぼ変化がありません。すべての人がそれぞれの意思により、仕事と生活の調和がとれ、豊かな生活が送れる環境づくりを推進する必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

②意思決定の場における女性参画の推進

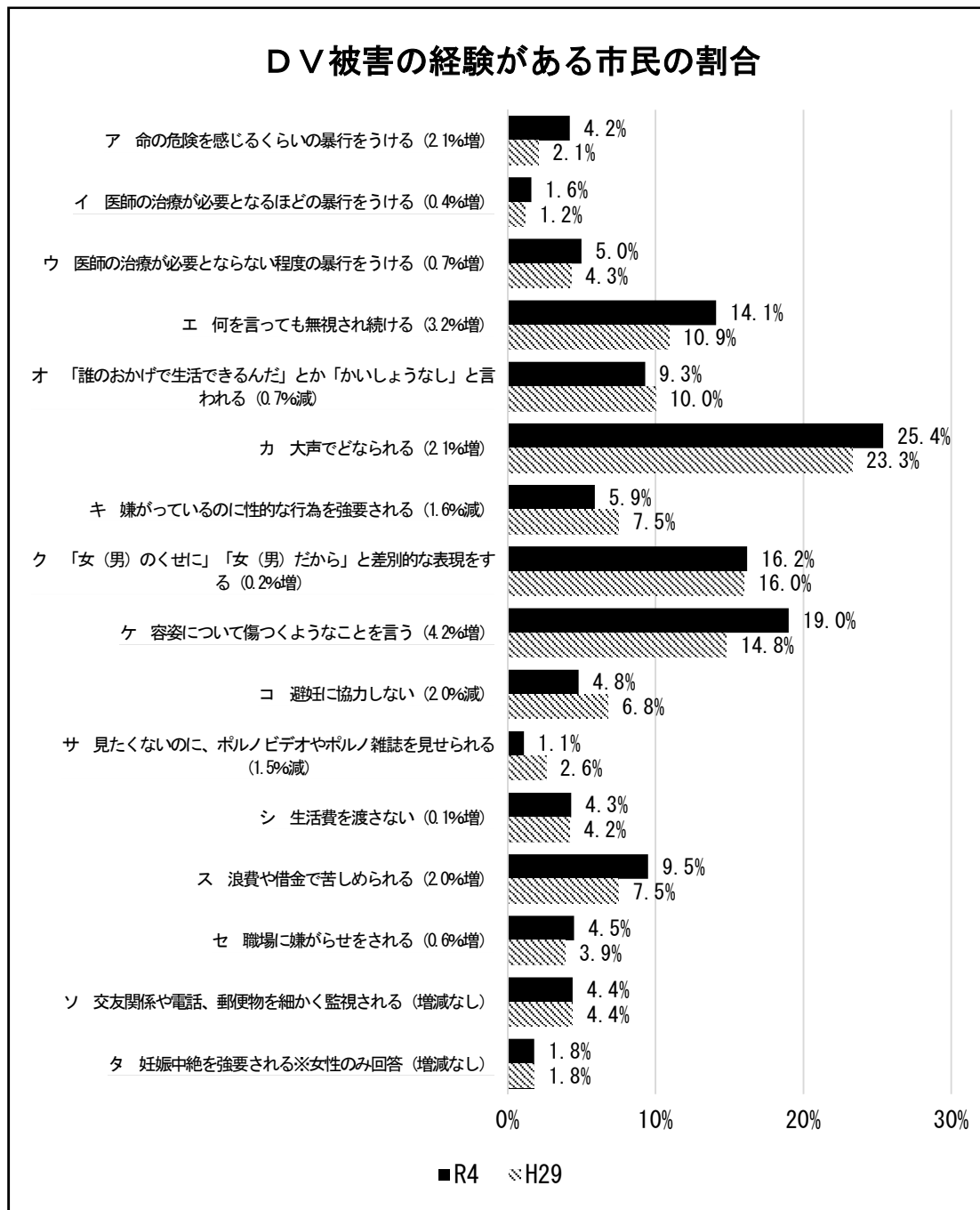
第4次計画における指標のうち、市の審議会等における女性委員の割合は、平成29年度の実績値よりも減少するという結果となり、市女性職員の管理職への登用率をみても、平成29年度の実績値から微増したものの、目標値（15%）は未達成となりました。あらゆる分野で男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、政策・方針決定の場に女性が参画できる環境づくりを推進する必要があります。



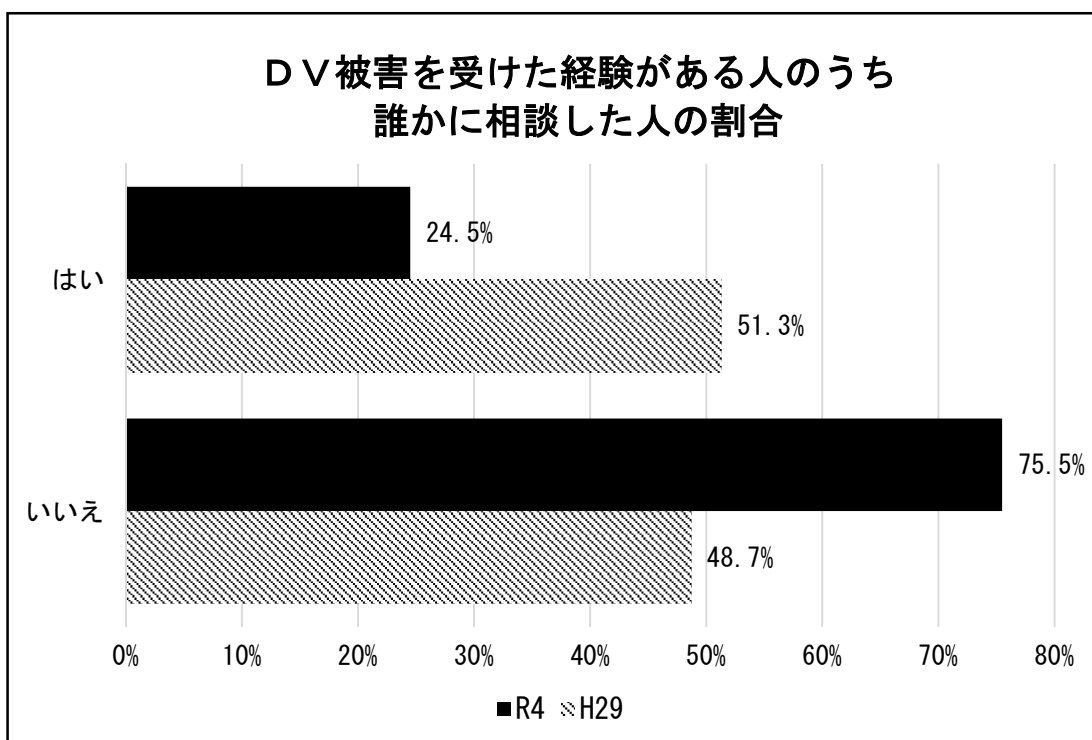
資料：第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画進捗状況調査

③DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者への支援

令和４年度調査の結果では、平成２９年度調査と比較し、DV被害の経験がある市民の割合は微増しており、そのうち誰にも相談しなかった人については７５．５％となり増加しています。DVは重大な人権侵害であり、また、子どもたちへも深刻な影響を与えるため、DVの根絶に向けた情報提供や意識啓発を積極的に行うとともに、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行う必要があります。



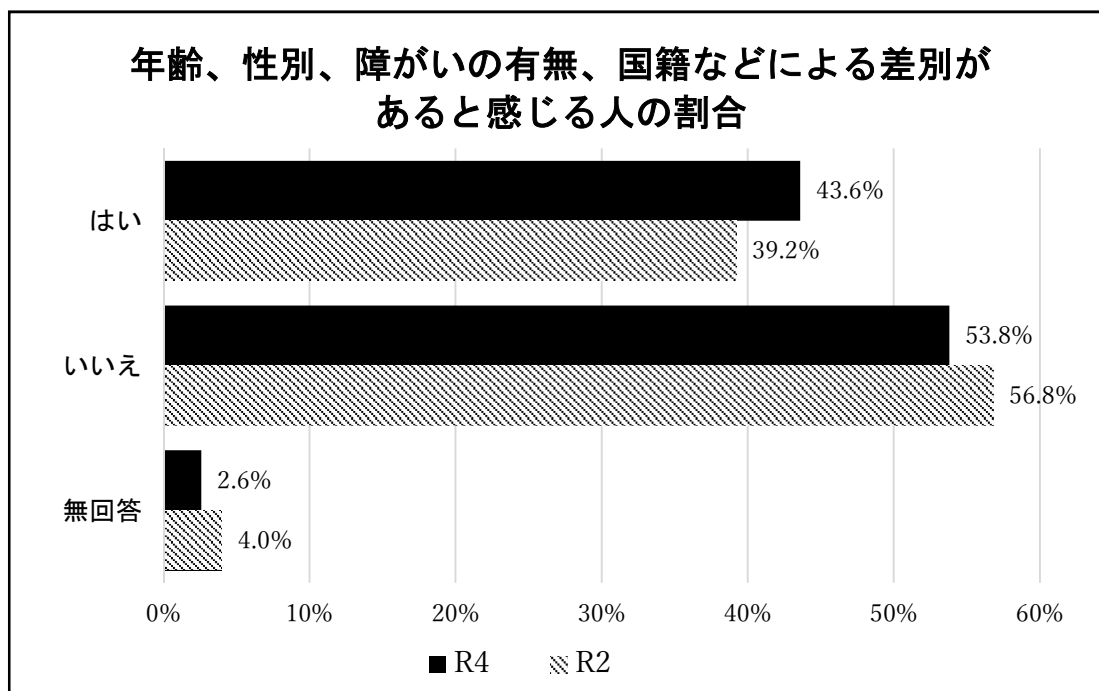
資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和４年度）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和４年度）

④誰もが安心して暮らせる環境づくり

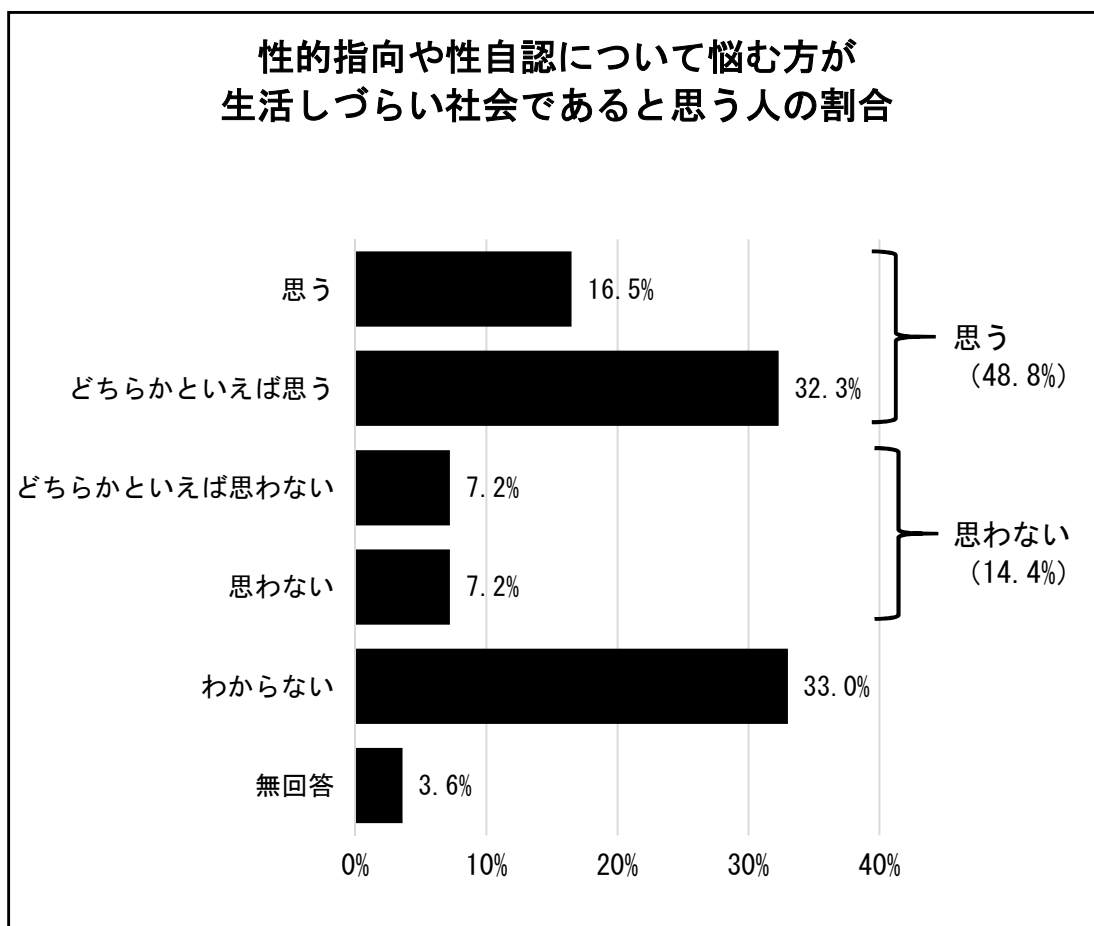
少子高齢化をはじめ、社会構造が変化していく中において、年齢、障がい、国籍等に関すること等を理由とした社会生活上の困難を抱える様々な方々についての理解を広める動きが活発化しています。社会全体が多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境を整える必要があります。



資料：袖ヶ浦市市民意識調査（令和4年度）

⑤ L G B T Q + への理解促進

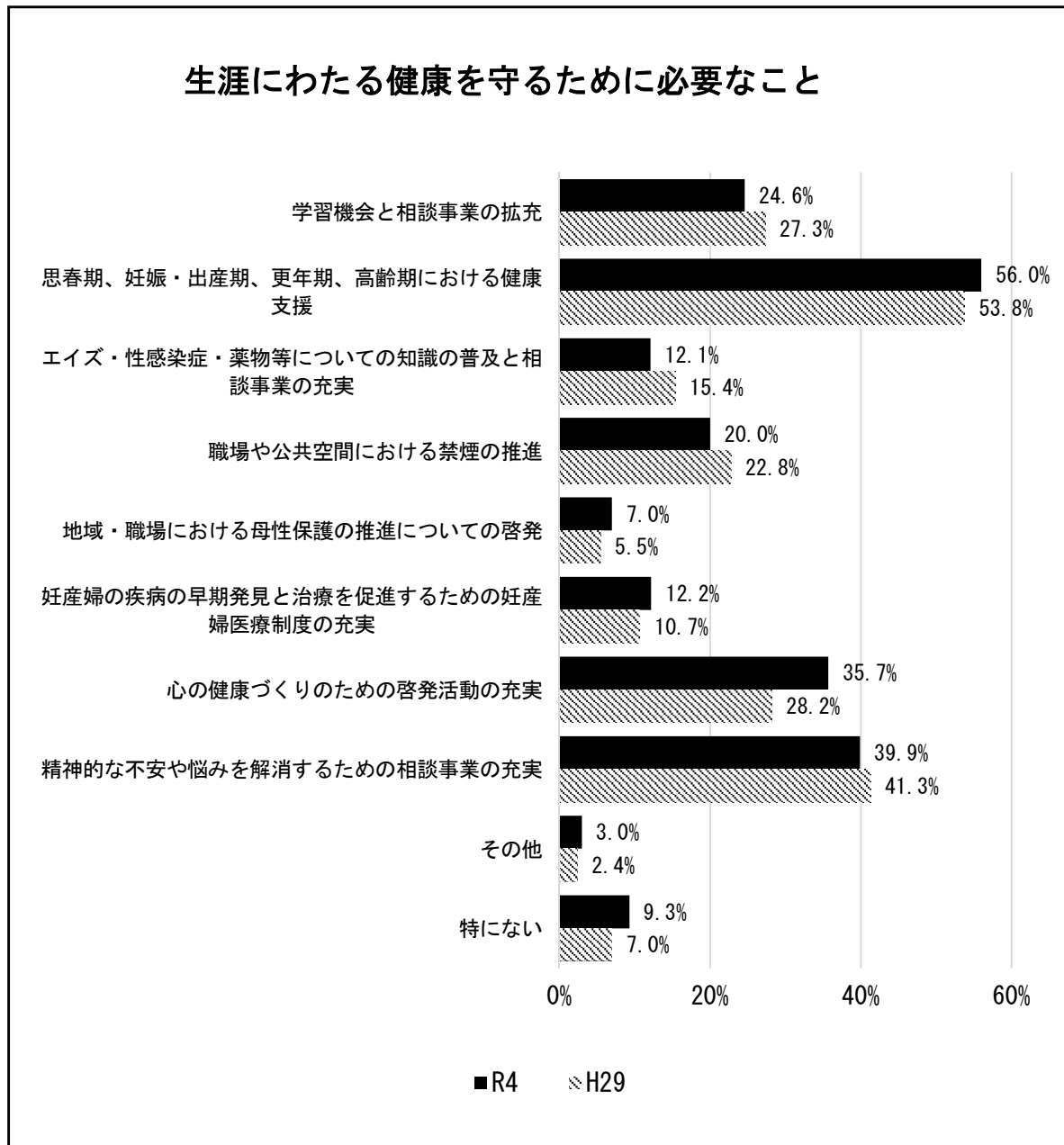
令和4年度調査の結果では、性的指向や性自認について悩む方が生活しづらい社会だと思う人が約5割（48.8%）となっております。性別に関わらずすべての人が自分らしい生活を送ることができるよう、L G B T Q + への理解促進に向けた取組を行う必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

⑥生涯を通じた男女の健康支援と性への理解の促進

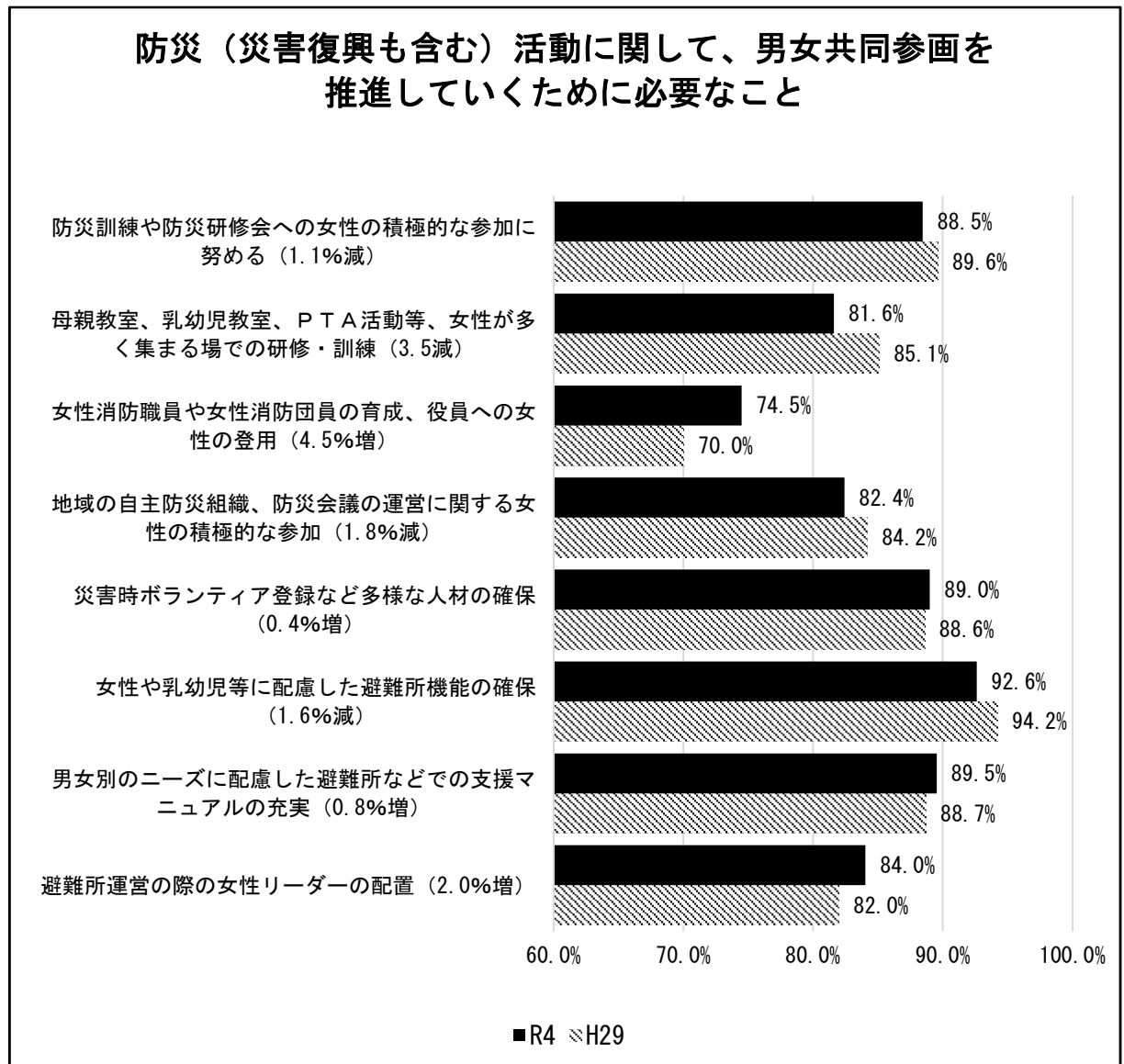
男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが必要不可欠です。令和4年度調査と平成29年度調査の結果を比較したところ、健康支援や相談支援事業の充実が必要である傾向に変わりはありません。そのため、身体及びその健康についての正確な知識や情報を提供するとともに、様々なライフステージに応じた支援を行う必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

⑦防災活動等における男女共同参画

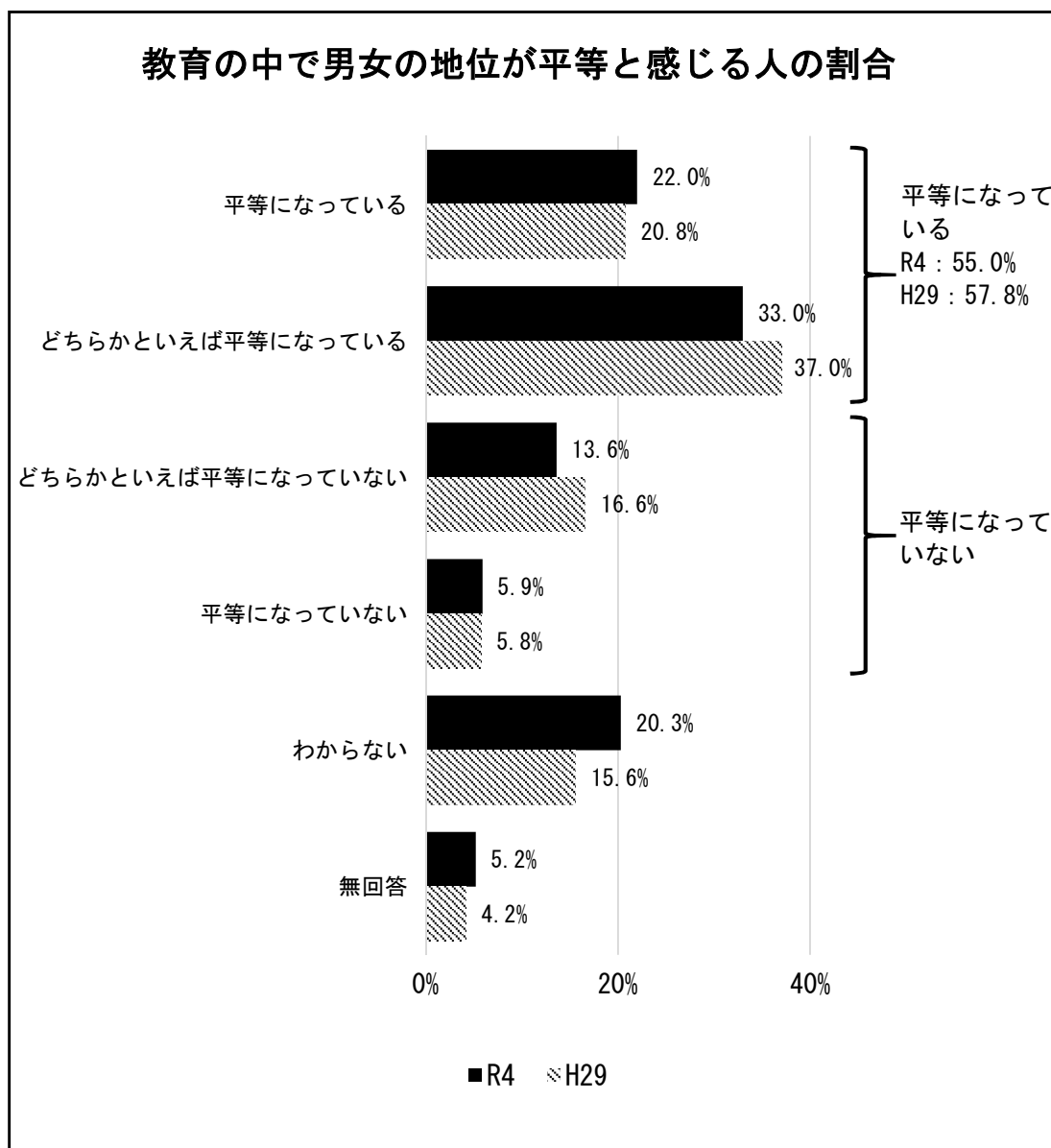
令和4年度調査の結果では、平成29年度調査と比較したところ、防災（災害復興も含む）活動についても、引き続き男女共同参画の視点に立った幅広い取組を行うことが求められています。特に、避難所における女性や乳幼児等に配慮した機能の確保や男女別のニーズに配慮した支援マニュアルの充実、また、災害時ボランティア登録など多様な人材を確保するといった、災害時において性別や立場が異なる方々へ配慮することができる取組が必要となります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

⑧男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

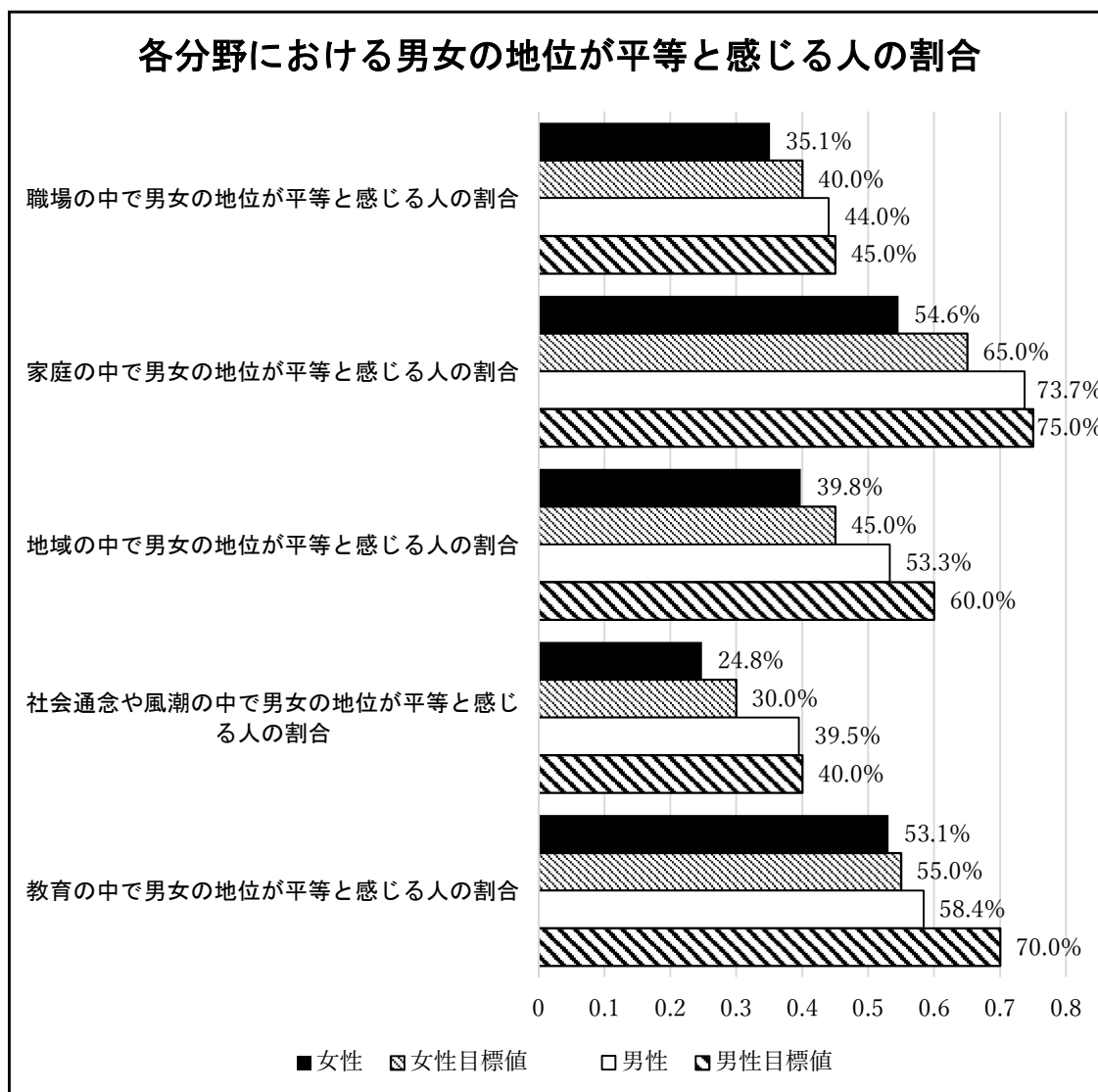
第4次計画における指標のうち、教育の中で男女の地位が平等と感じる人の割合は、平成29年度の実績値（57.8%）よりも減少しています。男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮することにより社会形成に参画する必要があります。そのため、学校教育及び社会教育等を通じ、若年層から高齢層まで、家庭・地域生活・学校等において、男女共同参画の視点に立った意識啓発が必要となります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

⑨各分野における男女の地位の平等感の向上

第4次計画における指標のうち、男女の地位が平等と感じる人の割合については、多くの項目で平成29年度調査よりも実績値が増加したものの、目標値を達成した項目はない状況です。男女の地位が平等と感じる人が増え、すべての人が個性と能力を発揮し、責任を分かち合うことができる社会づくりを推進していく必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の基本理念を念頭に、第4次計画における成果及び本市の課題を踏まえ、性別にかかわらず一人ひとりに寄り添う社会の実現を目指し、基本理念を以下のとおり掲げます。

「一人ひとりがともに認め合い、やさしさでつながり、
自分らしい生き方ができる社会を目指して」

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、家庭や地域における支え合いや、人々のつながりを大切にしながら、個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方ができる社会を目指します。

2 基本目標

本計画では、第4次計画の達成状況、市民意識調査等の結果、国や県の計画等に掲げられている目標、更には本市における課題等を踏まえ、3つの基本目標を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

I あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

誰もが互いに協力し、支え合い、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、自らの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくることを目標とします。

II 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

すべての人の尊厳が重んじられ、社会全体が多様性を尊重する環境や、誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいきいきと暮らせる社会をつくることを目標とします。

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見がなくなるよう、男女共同参画に対する理解の促進や、教育・学習等を通じた意識啓発を推進します。

3 基本目標達成のための施策

基本目標を達成するための施策を次のとおり設定します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策（１） ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

【施策の考え】

一人ひとりが社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和がとれ、豊かな生活が送れる環境づくりを推進する必要があります。

しかし、市民意識調査では、理想は、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の全てを優先したいとしながらも、現実には「仕事」を優先せざるを得ないという結果が出ました。

このことから、長時間労働を前提とした働き方の見直しや、仕事と家庭生活の両立、ワーク・ライフ・バランスの普及促進へ向けた環境整備を行っていくことが重要です。

また、女性の就業率の高まりや少子高齢化の進行等により、家庭生活における、男性の家事・育児・介護等への参画を推進していくことが必要です。

施策（２）働く場における男女共同参画の推進

【施策の考え】

女性労働者を取り巻く状況は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法制面での充実は図られつつも、女性の労働力率は、現在もM字型就労曲線を描く結果となっています。

また、市民意識調査では、前回調査時と同様に「子どもができたらず一度辞めるが、子どもができたらず働かない方がよい」及び「結婚して子どもができたらず職業を持ち続けた方がよい」が高い割合を占めています。

これらのことから、労働力人口の不足や雇用の形態が変化している中で、働きたい女性が、その能力を十分に発揮しながら働くことができる社会づくりは重要な取組になります。

さらに、女性が子育てや介護を理由として就業を中断することなく、また、就業を中断した女性に対しても、再就職や多様な働き方への支援を行うなどの対策が必要です。

施策（３）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

【施策の考え】

意識決定の場において、男女が共同して参画することは、多様な意見を公平・公正に反映させることができ、市民があらゆる分野において利益を享受することに繋がります。

女性の参画は様々な分野で進んできていますが、市の現状とすると、審議会等における女性委員の割合や職場における女性管理職の登用率が低く、政策方針決定過程において、女性の参画が十分とは言えない状況です。

女性の能力が十分に発揮されるよう、女性登用の促進や女性の能力開発の支援等にも取り組んでいく必要があります。

施策（４）あらゆる暴力の根絶

【施策の考え】

市民一人ひとりがお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めていくうえで、男女間における暴力や、被害者が児童や高齢者となる暴力、さらには職場内における暴力は、人権の侵害であり、絶対に許してはならない行為です。

市民意識調査からも、本市におけるDVの現状は、被害者が一定数存在するという状況が続いているという結果が出ています。DVは、被害者の数が少数であっても、決してあってはならないことであり、また、このような暴力は身近なところに存在する深刻な問題です。

職場におけるハラスメントについても、精神的な暴力に値することから、これらの暴力の根絶に向けた啓発活動を一層強化するとともに、相談体制の充実を図っていく必要があります。

施策（５）誰もが安心して暮らせる環境づくり

【施策の考え】

社会の全ての人が安心して暮らせることが大切であり、特に社会的に弱い立場にある、高齢者、障がい者、外国人など、全ての人々が社会の一員として安心して暮らせるよう支援をしていくことが不可欠です。

そのために、高齢者や障がい者等が社会参画の機会を持ち、いきいきと暮らせる環境づくりや、ひとり親家庭の親子等が、社会的・経済的に安心して生活ができるよう、経済的な負担に対する支援が必要となっています。

また、外国人が言葉や文化の違いにより孤立することのないよう、安心して生活ができるよう支援をしていく必要があります。

さらに、市民意識調査において、「性的指向や性自認について悩む方が生活しづらい社会であると思うか」という問に対し、『思う』（「思う」及び「どちらかといえば思う」）が約５割（48.8％）という結果であったことから、LGBTQ+に対する理解促進についても取り組み、市民一人ひとりが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

施策（６）生涯を通じた男女の健康支援

【施策の考え】

男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。また、生涯を見通した健康な体づくりとして、様々な運動機会の提供やイベントを開催し、体力づくりと健康への関心を高めることが重要です。

そのため、心身及び健康に関する知識や情報を入手し、主体的に行動していくことは、健康を享受するために必要です。

また、妊娠・出産に関する相談・支援等の性差に応じた対応や、更年期・老年期等の検診・相談支援など、きめ細やかな相談等の支援体制を確立していく必要があります。

施策（７）防災分野における男女共同参画の推進

【施策の考え】

東日本大震災、令和元年房総半島台風及び集中豪雨など激甚化する自然災害が起こる中において、性別や立場の違う人々が集まる避難所においては、性別の違い等に配慮した避難支援が必要とされます。

避難所においては、リーダーの多くを男性の自治会役員等が担ってきましたが、災害時における避難所では、平常時の社会課題が一層顕著になって現れるため、男女共同参画社会の視点を取り入れ、多岐にわたる生活支援のニーズに適切に対応することが防災・避難所の運営を円滑に進める基盤となります。

これらのことから、防災等の主体的な担い手として女性を位置付け、防災分野における女性の参画を拡大するとともに、男女の人権を尊重しつつ安全・安心を確保するため、防災分野における男女共同参画を推進していくことが必要です。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策（８）人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

【施策の考え】

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるべきものであり、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。私たちは、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合いながら、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる社会を作っていくことが重要です。

しかし、市民意識調査では、「社会通念や風潮の中で」及び「法律や制度の上で」の分野において、『平等になっている』（「平等になっている」及び「どちらかといえば平等になっている」の合計）が『平等になっていない』（「平等になっていない」及び「どちらかといえば平等になっていない」の合計）を下回る結果となりました。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の活動の選択に対して、性別に左右されることがなくなるよう、制度や慣行を構築することが必要であり、そのためには、固定的な役割分担意識の払しょくに向けた取組や、人権教育・啓発活動の実施等、男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進していくことが必要です。

施策（９）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【施策の考え】

市民意識調査では、教育分野における男女平等の意識について、前回調査よりも『平等になっている』（「平等になっている」及び「どちらかといえば平等になっている」の合計）の割合が下降しました。

男女共同参画社会を実現するためには、教育や学習はその基礎となるものであり、より一層の理解を深めていくためにも、学校や社会教育の場における男女共同参画の推進が必要です。

そのため、学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ等についての理解を図るとともに、一人ひとりが主体的に進路を選択する能力や態度が身に付けられるよう取り組むことが必要です。

また、社会教育においても、生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭・地域生活における男女共同参画への理解が深まるよう取り組むことが必要です。

4 計画の体系

本計画における「基本理念」「基本目標」「施策」「施策の方向」の体系は、次のとおりです。

基本理念

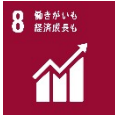
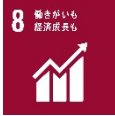
基本目標

施策

一人ひとりがともに認め合い、やさしさでつながり、
自分らしい生き方ができる社会を目指して

Ⅰ あらゆる分野 で誰もが活躍 できる環境づ くり	(1) ライフステージに応じた仕事と生活の調和 の推進
	(2) 働く場における男女共同参画の推進
	(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画 の推進
Ⅱ 健康で安全・ 安心に暮らせ る社会づくり	(4) あらゆる暴力の根絶
	(5) 誰もが安心して暮らせる環境づくり
	(6) 生涯を通じた男女の健康支援
	(7) 防災分野における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤づ くり	(8) 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり
	(9) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向

①子育て・介護支援の体制整備 ②ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ③家庭や地域活動における男女共同参画の推進	 
①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ②女性の起業・就業等への支援 ③農業における男女共同参画の推進	  
①市の審議会等への女性参画の推進 ②女性の能力発揮への支援	  
①DV等の防止と被害者への相談支援体制の強化 ②人権侵害を許さない社会環境づくり	  
①高齢者・障がい者への生活支援 ②ひとり親家庭等への生活支援 ③外国人が安心して暮らせる環境づくり ④LGBTQ+の方々が安心して暮らせる環境づくり	  
①生涯を通じた健康づくりの推進 ②性差に応じた健康支援	 
①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進 ②防災・消防活動における女性の活躍推進	 
①男女の人権尊重意識の醸成と慣行の是正 ②男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	 
①学校における人権教育や男女共同参画の啓発・推進 ②社会教育・家庭教育における男女共同参画の理解促進	 

5 指標の設定

本計画の推進に当たり、進捗状況の調査、点検及び評価を実施するため、次のとおり指標を設定するものとします。各指標の目標値については、これまでに実施した市民意識調査の結果や本市の各種計画で位置付けた指標、第5次千葉県男女共同参画計画の指標を参考に、本計画の期間である8年間で得られる成果として設定しています。

基本目標Ⅰ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

指標項目	区分	実績値 令和4年度	目標値 令和13年度
保育所等待機児童数	全体	23人	0人
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	70.1%	80%
仕事と生活のバランスが図られていると感じる人の割合 (子育てアンケート)	全体	61.8%	70%
市男性職員の育児休業取得率	男性	50%	100%
家庭の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	54.6%	65%
	男性	73.7%	80%
地域の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	39.8%	45%
	男性	53.3%	60%
職場の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	35.1%	45%
	男性	44%	50%
男女の区別なく幅広く起用・配属している事業所の割合(事業所アンケート)	全体	65.8%	75%
市の審議会等における女性委員の割合	女性	29.4%	35%
市女性職員の管理職への登用率	女性	12.6%	15%

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

指標項目	区分	実績値 令和４年度	目標値 令和１３年度
DV防止法という言葉を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	８６．７％	９０％
DV経験者でどこ（だれ）かに相談した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	２４．５％	５０％
「セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ」の内容を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	４３．９％	５５％
LGBTQ+等の方々にとって生活しやすい社会だと思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	４８．８％	３０％
日常生活のなかで意識的に運動している人の割合	全体	５２．８％	６０％
女性災害対策コーディネーター数	女性	４７人	５８人

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

指標項目	区分	実績値 令和４年度	目標値 令和１３年度
男女の固定的性別役割分担意識を持たない人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	７７．９％	９０％
社会通念や風潮の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	２４．８％	３０％
	男性	３９．５％	４５％
教育の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	５３．１％	６０％
	男性	５８．４％	７０％
男女共同参画社会の内容を知っている中学生の割合（中学生アンケート）	全体	８．０％	３０％

第4章 施策の方向

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰
もが活躍できる
環境づくり

施策（１）

ライフステージに
応じた仕事と生活
の調和の推進

施策の方向①

子育て・介護支援
の体制整備

施策の方向① 子育て・介護支援の体制整備

仕事と子育ての両立支援のため、待機児童ゼロに向けて取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応した保育を実施します。

また、安心して子育てできる環境を整備するため、（仮称）こども家庭センター等の運営による支援や関係機関等との連携を図ります。

さらに、在宅介護について介護方法や介護サービスの情報提供を行うとともに、在宅医療と介護の連携を図ります。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
1	保育ニーズへの対応	国の保育料無償化や女性就業率の上昇により保育需要の増加が予測されることから、保育の適正なニーズ料を見極め、待機児童ゼロに向けて取り組みます。
	子育て支援課 保育幼稚園課	
2	一時保育・延長保育・休日保育の実施	保護者の身体的な負担軽減や就労支援のため、一時保育・延長保育及び休日保育を実施するとともに、保育ニーズに合わせ、拡充についても検討します。
	保育幼稚園課	

No.	取組 担当課	取組内容
3	病児保育・病後児保育の実施	病気や外傷により集団生活が困難であり、かつ、保護者が就労などやむを得ない事情で保育ができない場合に、保護者に代わって保育するため、病児保育・病後児保育を実施します。
	保育幼稚園課	
4	地域型保育の実施	保育所等入所待機児童の解消に向け、地域の様々な状況に合わせたきめ細やかな保育を実施するため、地域型保育事業を実施します。
	保育幼稚園課	
5	(仮称) こども家庭センターの運営	妊産婦、子育て世帯、子どもからあらゆる相談について、家庭状況の把握や情報提供、相談支援を行います。妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのサポートプランを作成し、母子保健と児童福祉が一体となって、きめ細やかな支援を行います。
	子育て支援課 健康推進課	
6	ファミリーサポートセンターの運営	地域の子育て環境の向上を図るため、育児の援助を受けたい者で行いたいものが会員となる、ファミリーサポートセンターを運営し、会員相互の援助活動を支援します。
	子育て支援課	
7	子育て支援ネットワークの推進	地域ぐるみの子育て支援を推進するため、県の関係機関や子育て支援センター、学校、子育てボランティア・NPO等との連携強化と相談体制の充実を図ります。
	子育て支援課	
8	子ども・子育て家庭交流の場支援事業の実施	安心して子育てできる環境を提供するため、子育て中の親子交流の場、地域住民との交流の場、子育てサークル・NPO等の活動の場として「そでがうらこども館」を運営します。
	保育幼稚園課	
9	地域子育て支援センター事業の推進	子育て世帯の育児支援を継続して実施するため、そでがうらこども館と私立5箇所の子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談対応や助言・指導、情報提供、子育てサークル等を実施します。
	保育幼稚園課	

No.	取組 担当課	取組内容
10	放課後児童クラブの運営	安心して子育てができる環境を提供するため、市内各放課後児童クラブを運営することにより、放課後等に就労等の理由により保護者がいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
	子育て支援課	
11	在宅介護における支援の体制強化	家族介護教室、認知症家族のつどいなど、在宅で介護する家族への身体的・精神的負担を軽減するための取組を実施します。
	高齢者支援課	
12	在宅医療と介護の連携の推進	在宅医療と介護の連携を図るため、多職種連携や相談支援体制の整備を行います。
	高齢者支援課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰
もが活躍できる
環境づくり

施策（１）

ライフステージに
応じた仕事と生活
の調和の推進

施策の方向②

ワーク・ライフ・バ
ランスの普及促進

施策の方向② ワーク・ライフ・バランスの普及促進

男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法の制度の普及に向けた周知等を行います。

また、一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保てるよう、働き方の見直しや育児休業等の取得率の向上など、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
13	育児休業・介護休業 制度の活用の促進	市男性職員の育児休業の取得及び職員の介護休暇等 の取得を促進するため、制度の周知と意識啓発を行 います。
	職員課	
14	育児・介護休業法の 制度の周知	育児・介護休業法の制度の普及促進を図るため、事業 者等に対し、広報紙やホームページによる情報提供及 びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	
15	ワーク・ライフ・バ ランスの普及促進	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの意識 啓発を図るため、講座等の開催及び情報誌の発行等 による啓発活動に取り組みます。
	市民協働推進課	

No.	取組 担当課	取組内容
16	市職員に対するワーク・ライフ・バランスの普及促進	市職員の働き方の見直しと、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図るため、時間外勤務の削減、ノー残業デーの徹底、有給休暇の取得率の向上及び職場内の意識改革を進めます。
	職員課	
17	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供	ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図るため、事業者等に対し、広報誌やホームページによる情報提供及びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策（１）

ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

施策の方向③

家庭や地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向③ 家庭や地域活動における男女共同参画の推進

男性の家庭生活への参画を推進するとともに、男女が協力して子育てをし、望ましい親子関係や充実した家庭生活が送れるよう支援します。

また、地域に根ざした男女共同参画を推進するため、女性や高齢者等の地域活動への参画支援や、地域づくりを担う人材の育成に取り組めます。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
18	男性の子育て・介護の参画促進	男性の子育てや介護への参画を促進するため、講座等を開催し、意識啓発を図ります。
	市民協働推進課	
19	プレ・ママパパ教室（両親学級）の開催	初めて出産を迎える夫婦を対象に、出産や育児に関する理解を深めてもらうため、講座等を開催します。
	健康推進課	
20	ブックスタート事業の実施	家庭における読書活動を推進するため、市内在住の乳幼児とその保護者に「絵本の読み聞かせ」と「絵本」をプレゼントするブックスタートを、図書館ボランティアとの協働により実施します。
	図書館	

No.	取組 担当課	取組内容
21	子どもの健全育成の推進	子どもの社会性、協調性を養い、健やかな成長を育むため、青少年相談員等の活動を支援することにより、多くの親子が参加できるふれあいの場を提供します。
	生涯学習課	
22	親子で参加できる講座・イベントの開催	親子が触れ合える場を提供するため、親子で参加できる講座やイベントを開催します。
	公民館・市民会館	
23	家庭教育学級の開催	同年代の子どもを持つ保護者の交流を支援するため、地域の社会教育施設を中心に、年齢別の家庭教育学級を開催します。
	公民館・市民会館	
24	地域コミュニティへの女性の参画促進	区等自治会内における意思決定過程への女性参画を促進するため、男女共同参画に関するセミナーの開催や他自治体の事例の紹介を行うなどの啓発活動を行います。
	市民協働推進課	
25	人材の把握と活用の推進	地域活動における男女共同参画の推進を図るため、地域づくりの担い手となる人材の把握と活用に努めます。
	市民協働推進課 公民館・市民会館	
26	ボランティアコーディネートの実施	性別に関わらず地域活動に参加できるよう、ボランティア活動の周知及びボランティア登録者の促進に努めます。
	地域福祉課	
27	生涯学習ボランティアの養成と活動の推進	性別に関わらず地域活動に参加できるよう、ボランティア活動の周知及びボランティア登録者の促進に努めます。
	生涯学習課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰
もが活躍できる
環境づくり

施策（２）

働く場における男
女共同参画の推進

施策の方向①

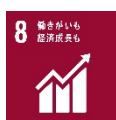
雇用の分野におけ
る男女の均等な
機会と待遇の確保

施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女がともに、その持てる能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の整備に向けた啓発活動を実施します。

また、労働の場における男女共同参画を推進するため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、ワーク・ライフ・バランスの普及促進などについて、積極的に取り組んでいる優良事業所を紹介し、男女共同参画に取り組む事業所を増やしていきます。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
28	男女雇用機会均等法の制度の周知	雇用の分野での男女の均等な機会及び待遇の確保促進を図るため、事業者などに対し、広報紙やホームページによる情報提供及びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	
29	就業環境に関する情報の提供	就業に関する理解促進を図るほか、法令や制度改正などの情報について、事業者等に対し、広報紙やホームページによる情報提供及びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	
30	表彰等を受けた優れた事業所の取組に関する情報提供	男女共同参画の推進に取り組む事業所を増やしていくため、男女共同参画に関して優れた取組を行っている事業所に対し、県の事業所表彰などを始めとした表彰への推薦を行うとともに、その取組について紹介します。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰
もが活躍できる
環境づくり

施策（２）

働く場における男
女共同参画の推進

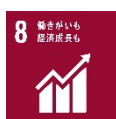
施策の方向②

女性の起業・就業
等への支援

施策の方向② 女性の起業・就業等への支援

商工団体女性部の活動に対する支援を行うとともに、家庭と仕事の両立や多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し、企業・創業に対する支援や再就職支援を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
31	商工団体女性部活動への支援	女性の活躍を推進するため、商工団体女性部の活動や研修等の実施に対し、補助金を交付して支援します。
	商工観光課	
32	起業・創業支援制度の周知	経営者（創業希望者）を育成するため、創業担当窓口を設置し、各関係機関と連携・協力し、相談者のニーズに対応することで、多様な働き方ができるように支援します（男性も対象の制度）。
	商工観光課	
33	再就職の支援	あらゆる世代の能力と意欲を生かすため、千葉県ジョブサポートセンターなど各関係機関と連携して、再就職支援セミナー等を開催するなど、多様な働き方ができるように支援します。
	商工観光課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰
もが活躍できる
環境づくり

施策（２）

働く場における男
女共同参画の推進

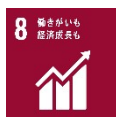
施策の方向③

農業における男女
共同参画の推進

施策の方向③ 農業における男女共同参画の推進

農業分野において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援を行います。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
34	家族経営協定の締結の推進	男女がともに意欲的に農業経営に参画する環境を整備するため、家族経営協定締結を推進します。
	農林振興課	
35	新規就農者への支援	男女がともに主体的に農業経営を行えるよう、新規就農者に対し、専門技術と経営知識の習得を支援するため、県経営体育成セミナーの受講補助等の支援を行います。
	農林振興課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰
もが活躍できる
環境づくり

施策（３）

政策・方針決定過
程における男女共
同参画の推進

施策の方向①

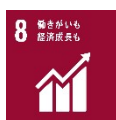
市の審議会等への
女性参画の推進

施策の方向① 市の審議会等への女性参画の推進

男女が対等な立場で、政策・方針等の決定過程に参画する機会を確保するため
に、市の審議会等委員の委嘱に際し、女性委員の選出を積極的に検討するなど、女
性登用の推進を図ります。

また、政治分野における男女共同参画の推進に向けて、周知・啓発を行います。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
36	審議会等への女性の 登用率の向上	審議会等における女性登用率の向上に向けて、女性 の登用を推進します。
	職員課	
37	政治への関心を高め るための啓発活動の 実施	性別にかかわらず、政治分野への関心を高めるた め、選挙に関する啓発活動を行います。
	選挙管理委員会	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰
もが活躍できる
環境づくり

施策（３）

政策・方針決定過
程における男女
共同参画の推進

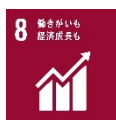
施策の方向②

女性の能力発揮へ
の支援

施策の方向② 女性の能力発揮への支援

女性職員の研修等への派遣による、意識改革や能力育成に向けたキャリアアップの形成を図るとともに、職員の能力と適正に応じた、男女区別のない管理職の登用を推進します。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
38	市女性職員のキャリア形成	市女性職員の管理職等への登用を推進するため、女性職員を指導者養成研修等に派遣するとともに、女性職員のキャリアアップを図ります。
	職員課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（４）

あらゆる暴力の根絶

施策の方向①

DV等の防止と被害者への相談支援
体制の強化

施策の方向① DV等の防止と被害者への相談支援体制の強化

すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、DVや虐待を許さない社会をつくるため、様々な形で存在しうる暴力についての理解を深め、予防啓発の拡充に努めます。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通して、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関との連携を強化して、被害者に対する効果的な対応及び支援等を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
39	人権擁護委員等による相談所の開設	全ての人々の人権を守るため、人権相談や法律相談等を行うとともに、人権侵害等があった場合は、関係機関と連携して、被害者救済のための適切な対応を行います。
	市民協働推進課	
40	女性の人権等相談窓口の周知	女性が抱えている悩みを解決するため、広報紙やホームページ等で相談窓口を周知するとともに、女性サポートセンター等の周知カードを窓口等に設置して周知を図ります。
	市民協働推進課	
41	DVの防止のための啓発活動の実施	DVの根絶に向けて、男女間のあらゆる暴力が犯罪であることの認識と理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。
	子育て支援課	

No.	取組 担当課	取組内容
42	D V被害者に対する 相談支援体制の強化	D V被害者に対し、相談窓口を周知するとともに、専門職員による相談を行うことにより、被害者の自立支援等のために適切な方策が講じられるよう、関係機関と連携して、厳正かつ適切な対応を実施します。
	子育て支援課	
43	児童虐待の防止と迅速な対応	児童虐待の防止や通報義務についての普及啓発を行うとともに、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、支援まで切れ目ない取組を行います。
	子育て支援課	
44	高齢者虐待の防止と迅速な対応	高齢者虐待の防止や通報義務についての普及啓発を行うとともに、被虐待者の早期発見及び被虐待者や擁護者への支援等、迅速な対応を行います。
	高齢者支援課	
45	障がい者虐待の防止と迅速な対応	障がい者虐待の防止や通報義務についての普及啓発を行うとともに、被虐待者の早期発見及び被虐待者や擁護者への支援等、迅速な対応を行います。
	障がい者支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（４）

あらゆる暴力の根絶

施策の方向②

人権侵害を許さな
い社会環境づくり

施策の方向② 人権侵害を許さない社会環境づくり

ハラスメントに関する認識を深めるとともに、被害防止のための情報提供や意識啓発等の啓発活動に取り組みます。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
46	職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発活動の実施	市職員のハラスメントの防止に向けた理解と知識を深めるため、情報提供や研修を実施するとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。
	職員課	
47	ハラスメント防止に向けた啓発活動の実施	ハラスメントを防止するため、人権擁護委員と協力しながら、講座の開催や情報誌等による啓発活動を実施します。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（５）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向①

高齢者・障がい者
への生活支援

施策の方向① 高齢者・障がい者への生活支援

高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談事業や見守り等に関する支援を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
48	相談事業の充実	各種相談や援護活動などの地域における福祉サービスの充実を図るため、社会福祉協議会に対する支援を行います。
	地域福祉課	
49	高齢者の相談窓口の開設と適切な対応、支援の強化	高齢者を支援するため、相談窓口について、周知を図るとともに、相談内容に応じた適切な対応を行います。
	高齢者支援課	
50	高齢者見守りネットワーク事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協定を締結した協力事業者・関係団体等によるネットワークにより、さりげない見守り活動を行います。
	高齢者支援課	

No.	取組 担当課	取組内容
51	高齢者と子や孫の同居支援	高齢者の孤立を防ぐため、離れて暮らしていた高齢者とその子等が、同居又は近隣へ転居することを支援します。
	高齢者支援課	
52	障がい者支援制度等の周知	障がい者支援制度の理解促進を図るため、広報紙やホームページ等を活用し制度を周知するとともに、障がいをお持ちの方やそのご家族等からの相談に対応します。また、「障がい福祉のしおり」や相談支援事業所の一覧を作成し、配布します。
	障がい支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（５）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向②

ひとり親家庭等へ
の生活支援

施策の方向② ひとり親家庭等への生活支援

ひとり親家庭等の状況に応じた相談に対応するとともに、経済的支援の実施や就業を促進する支援を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
53	ひとり親家庭等への生活支援	ひとり親家庭等に対する自立を支援するため、児童扶養手当の支給や医療費助成を行います。また、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立支援に関する相談を、窓口等で実施します。
	子育て支援課	
54	ひとり親家庭等への能力開発支援等の周知	ひとり親家庭等に対する自立を支援するため、教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給する事業についての周知を行います。
	子育て支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（５）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向③

外国人が安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり

外国人が言語や文化等の違いにより孤立することなく、安心して生活ができるよう、日本語教室の開催、関係機関と連携した情報提供等を行います。

また、市民レベルの異文化交流を推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会等の活動を支援します。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
55	外国人への日本語教室の開催及び相談対応	在住外国人が誤解される、又は不安を抱くことなく、安心して暮らしていけるよう、日本語教室を開催するとともに、関係機関と連携し、情報の提供や相談に対応します。
	市民協働推進課	
56	国際交流事業の促進	市民レベルで異文化交流を積極的に推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会等の活動を支援し、在住外国人との交流及び活動を行います。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（５）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向④

LGBTQ+の
方々が安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向④ LGBTQ+の方々が安心して暮らせる環境づくり

LGBTQ+（性的少数者）の方々も、自らの個性を生かし、生き生きとした生活を送れるよう、LGBTQ+に関する理解を深める取組を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
57	LGBTQ+（性的少数者）への理解促進	市民がLGBTQ+（性的少数者）に関する理解を深めていくことで、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活できるよう、啓発活動等に取り組んでいきます。
	市民協働推進課	
58	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運用	LGBTQ+（性的少数者）の方々が抱える「生きづらさ」を解消するとともに、地域等における社会的配慮を受けやすくするため、制度の導入及び当事者の方々に配慮した運用を行います。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（6）

生涯を通じた男女
の健康支援

施策の方向①

生涯を通じた健康
づくりの推進

施策の方向① 生涯を通じた健康づくりの推進

生涯を見通した健康な体づくりには、生活習慣や運動習慣等の問題が密接に関連していることから、一人ひとりが個人に合った健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、スポーツに親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、スポーツイベントの開催や、地域に密着したスポーツクラブの振興を図ります。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
59	健康支援の充実	生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康相談・講演会等を開催します。
	健康推進課	
60	袖ヶ浦健康づくり支援センターの活用	市民の健康維持・増進を図るため、袖ヶ浦健康づくり支援センターにおいて、各種運動教室や運動支援・健康相談等の効率的な保健事業を実施します。
	健康推進課	
61	運動教室及びスポーツイベントの開催	市民の健全なる心身の発達のため、スポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与するため、体育施設の利用促進を図ります。
	スポーツ振興課	

No.	取組 担当課	取組内容
62	スポーツ・レクリエーション行事等の充実	地域スポーツの振興を図るため、総合運動場や臨海スポーツセンター等を活用しながら、総合型地域スポーツクラブ等各団体が行うスポーツ・レクリエーション活動を支援します。
	スポーツ振興課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（６）

生涯を通じた男女
の健康支援

施策の方向②

性差に応じた
健康支援

施策の方向② 性差に応じた健康支援

男女が互いの身体的性差を理解し合いながら、心身及びその健康について正確な知識や情報が得られるよう、性差に応じた健康相談や健康診査等を実施します。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
63	妊婦・乳幼児健康診査等の充実	安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、支援します。
	健康推進課	
64	各種健康診査及び各種がん検診の受診促進	各種の健康診査及び各種がん検診事業の受診率を高めるため、各検診事業の周知を行います。
	健康推進課	
65	介護予防教室の開催	高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防に関する普及啓発や活動の支援を行います。
	高齢者支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（７）

防災分野における男
女共同参画の推進

施策の方向①

男女共同参画の視
点を取り入れた防
災対策の推進

施策の方向① 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

地域における多様な生活支援のニーズに対応するため、防災会議や防災の現場における女性参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進や防災意識の向上に取り組めます。

また、避難所においても、男女共同参画の視点に立った運営ができるよう、周知・訓練に取り組めます。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
66	男女共同参画の視点に立った防災対策の取組	男女共同参画の視点に立った防災対策に取り組むため、防災会議への女性参画の推進や女性災害対策コーディネーターの育成促進等を行います。
	防災安全課	
67	男女共同参画の視点に立った避難所の運営	男女共同参画の視点に立った避難所の運営を行うため、市避難所運営マニュアルに基づき、「避難所に関する防災ブックレット」等を活用した周知・訓練を行うとともに、備蓄品等の整備を行います。
	防災安全課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会
づくり

施策（７）

防災分野における男
女共同参画の推進

施策の方向②

防災・消防活動に
おける女性の活躍
推進

施策の方向② 防災・消防活動における女性の活躍推進

平常時から男女共同参画の視点に立った防災体制づくりを行うため、女性消防団への入団促進に努め、防災・消防活動における女性の活躍を推進します。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
68	地域消防活動への女性活躍の推進	女性の視点を生かした防火・防災活動を推進するため、女性消防団員の入団を促進し、女性消防団員による防災、防火、救急等に関する広報及び指導を行います。
	消防総務課	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた
基盤づくり

施策（８）

人権の尊重と男女
共同参画への意識
づくり

施策の方向①

男女の人権尊重意
識の醸成と慣行の
是正

施策の方向① 男女の人権尊重意識の醸成と慣行の是正

男女共同参画社会の形成に向けて、男女平等の意識を高めるため、人権擁護委員と連携した啓発活動を実施します。

また、性別による固定的役割分担意識や偏見等の払しょくにより、男女共同参画の推進につながることから、男性や次世代を担う若年層などを含め、あらゆる人が男女共同参画の必要性を共感できるよう、啓発活動を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
69	人権尊重の意識づくり	市民の人権に対する意識を醸成するため、人権擁護委員と連携を図りながら、人権教室や講話などの啓発活動を実施します。
	市民協働推進課	
70	固定的役割分担意識の払しょくに向けた取組	家事や育児の役割分担を見直すなど、男女の固定的な役割分担意識の払しょくを進めるため、男女共同参画推進員による広報・啓発活動を行います。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた
基盤づくり

施策（８）

人権の尊重と男女
共同参画への意識
づくり

施策の方向②

男女共同参画社会
の実現に向けた啓
発活動の推進

施策の方向② 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

あらゆる人々に男女共同参画の意義についての理解が深まるよう、広報紙等を活用した情報提供や、セミナーを開催するなど、啓発活動を行います。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
71	広報紙等を活用した情報の発信	男女共同参画意識の醸成のため、広報紙、ホームページ及び情報誌などを活用し、男女共同参画の推進に関する情報を発信します。
	市民協働推進課	
72	男女共同参画推進のための情報収集及び活用	本市の男女共同参画の施策に反映させるため、千葉県及び他市町の会議や活動への参加並びに男女共同参画推進員の視察研修等を実施することにより、先進事例等の情報を収集します。
	市民協働推進課	
73	市職員に対する研修の実施	男女共同参画の理解と認識を高めるため、市職員に対する研修を実施し、意識の向上を図ります。
	職員課	

No.	取組 担当課	取組内容
74	男女共同参画への理解を深めるセミナー等の開催	男女共同参画への理解と意識醸成のため、セミナー等を開催し、意識の向上を図ります。
	市民協働推進課	
75	男女共同参画に関する図書の充実	男女共同参画に対する理解を深めるため、関連図書を整備するとともに、「おすすめ図書リスト」を作成し、リストの配布やホームページの公開を通じて市民に周知します。
	図書館	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた
基盤づくり

施策（９）

男女共同参画の視点
に立った教育・学習
の充実

施策の方向①

学校における人権
教育や男女共同参
画の啓発・推進

施策の方向① 学校教育における人権教育や男女共同参画の啓発・推進

児童・生徒の発達段階に応じた学習指導を行い、学校教育全体を通じて、人権の尊重や、男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導します。また、教育において人権意識等の向上を図るため、教職員研修等の充実を図ります。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
76	人権の尊重と男女共同参画に関する教育の充実	児童や生徒に対し、男女が互いの性を尊重し、自分や相手の存在を大切に思えるよう、発達段階に応じて人権や男女共同参画に関する教育を実施します。
	学校教育課	
77	「生きる力」を育てる進路指導の実施	様々な体験学習を通して、児童・生徒一人ひとりが将来に希望や目標を持ち、自分の意思と個性を尊重して主体的に進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った適切な進路指導を行います。
	学校教育課	
78	教職員研修の充実	男女共同参画や人権（LGBTQ+を含む）に関する理解を深めるため、各学校における校内研修を計画的に実施します。
	学校教育課	

No.	取組 担当課	取組内容
79	家庭・地域と連携した男女共同参画意識の啓発	より良い子育てについて考えを深める機会とするため、学級学年懇談会、学校・PTA主催での講演会等を実施するとともに、パンフレット等を配布して一層の意識啓発を図ります。
	学校教育課	
80	メディア・リテラシーを高める教育の推進	情報社会の中で適切な考え方や行動ができるようにするため、小・中学校において、携帯電話やコンピューターを利用した情報の扱い方など、発達段階に応じた学習の機会を設けます。
	学校教育課	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた
基盤づくり

施策（９）

男女共同参画の視点
に立った教育・学習
の充実

施策の方向②

社会教育・家庭教
育における男女共
同参画の理解促進

施策の方向② 社会教育・家庭教育における男女共同参画の理解促進

社会教育や家庭教育を通じて、男女共同参画への理解が深められるよう、講座やセミナー等を開催します。

対応するSDGs



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
81	生涯学習講座等の開催	市民ニーズを把握し、生涯にわたる学びの場を提供するため、男女共同参画の視点も踏まえた生涯学習講座を開催します。
	生涯学習課	
82	男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深めるため、各種学級やセミナー等社会教育の場においても、男女共同参画をテーマとした講座において開催します。
	公民館・市民会館	

第5章 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、社会的背景や課題を認識したうえで、全ての分野において総合的、計画的に施策を推進することが必要です。

また、行政だけではなく、事業所等や関係機関、なにより市民一人ひとりが、本計画の目的を理解し、取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策の着実な推進に当たり、引き続きその基盤となる推進体制を整えます。

1 庁内推進体制の充実

本計画を総合的に推進するため、庁内に設置した袖ケ浦市男女共同参画庁内連絡会議において、計画の推進、施策の調査研究等に取り組むとともに、事業の進捗状況について定期的に点検・調査し、改善の要否を検討するなどの進行管理を適切に行います。

また、袖ケ浦市男女共同参画会議からの意見等を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けて、計画の推進に取り組みます。

2 市民等との連携

市民が家庭や地域、職場等で、男女共同参画社会の実現に向けた主体的な行動をとることができるようにするため、袖ケ浦市男女共同参画推進員や市民活動団体、企業等と連携して、理解や協力を深める取組を展開します。

3 国・県等関係機関との連携

国や千葉県の男女共同参画に関する施策・動向について情報を収集するとともに、広報・啓発活動や事業協力等により、国・県等関係機関との連携に努めます。

4 情報提供の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の理解と協力を深めるため、広報紙、ホームページ及び情報誌「パートナー」等を活用し、計画の進捗や袖ケ浦市男女共同参画推進員の活動状況など、様々な情報を提供していきます。

5 計画の進行管理

袖ケ浦市男女共同参画庁内連絡会議を中心に、全庁的な情報の共有と連携を進めるとともに、毎年度、事業の実施状況や活動指標の達成度を把握し、評価を行います。

また、袖ケ浦市男女共同参画会議においても、年度ごとの進捗状況を点検、評価を行い、意見を聴きながら、適正な進行管理を行うとともに、その意見を各取組へ反映するよう努めます。

附 属 資 料

※以下の内容を掲載予定

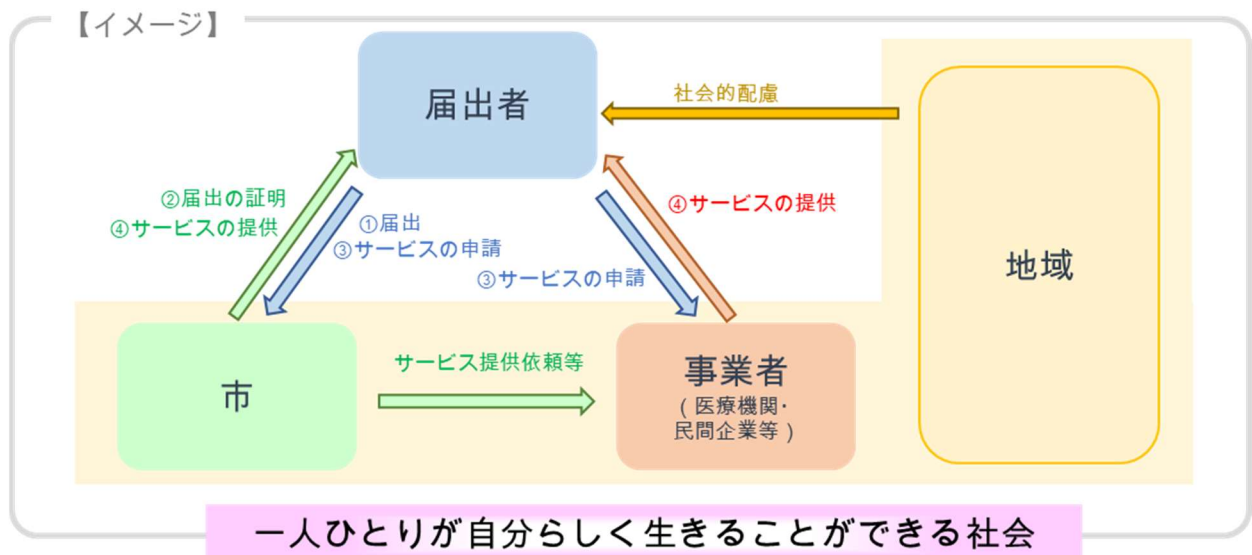
- 第5次男女共同参画計画策定の経緯
- 第5次男女共同参画計画について（答申）
- 袖ヶ浦市男女共同参画会議条例
- 袖ヶ浦市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 男女共同参画に関する用語集

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（案） の概要について

1 目的

市にパートナーシップ・ファミリーシップの届出を行い、市から当該届出について証明された者（ファミリーシップの場合はその子や親等も含む）が、市及び事業者における対象サービスについて、「法律婚（家族）」と同様の扱いを受けることが可能になるとともに、地域における社会的配慮を受けやすくなるもの。

これにより、LGBTQ+の方々等が持つ「生きづらさ」を緩和し、『一人ひとりが自分らしく生きることができる社会』の実現を目指す。



2 定義

（１）パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約束した双方に係る社会生活関係

（２）ファミリーシップ

パートナーシップの関係にある者の双方又は一方に子又は親その他市長が認める者（以下「子又は親等」という。）があり、かつ、当該子又は親等を家族とすることを双方が約束した場合における当該子又は親等をも含む社会生活関係

3 届出対象者の要件

(1) パートナーシップ

- ・ 成年であること。
- ・ 双方又は一方が市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること。
※ 市内に住所を有しない場合でも3カ月以内に本市への転入を予定していること。
- ・ 配偶者や事実上婚姻関係にある者、届出をしようとする者以外とのパートナーシップが形成されていないこと。
- ・ 近親者でないこと（ただし、養子縁組による養親子の関係にあり、かつ、同性間でパートナーシップの関係にある場合を除く。）。

(2) ファミリーシップ

- ・ パートナーの子又は親等であること。
※ 満15歳以上の場合は、本人の同意を必要とする。

4 届出方法

パートナーシップ・ファミリーシップ届出書に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添えて、市に提出する。

なお、市では、個人番号カード等により本人確認を行う。

(1) パートナーシップ

- ・ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
※ 市内に住所を有していない場合は、市内に転入することを予定していることを確認できる書類
- ・ 戸籍全部事項証明書等の婚姻することができることを証する書類
※ 外国籍である場合は、婚姻要件具備証明書又は独身証明書（困難な場合は申述書）

(2) ファミリーシップ

- ・ 子又は親等であることを証明する書類（続柄入りの住民票の写し等）

5 市からの交付書類

- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード

※ 届出しようとする双方が市内に住所を有しない場合は、転入予定受付票を交付する。転入後に当該転入予定受付票及び住民票の写し等を提出してもらい、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カードを交付する。

6 令和6年4月より本市で導入する行政サービス

以下の事業について、パートナーシップ・ファミリーシップによる行政サービスの適用を予定している。

導入する行政サービス	担当課
母子健康手帳の交付	健康推進課
子育て短期支援事業	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課
産前産後ヘルパー派遣事業	子育て支援課
り災証明書の交付申請・受領	地域福祉課
要介護認定等に係る個人情報提供の申出	介護保険課
介護保険制度における障害者控除対象者認定の申請	介護保険課
市営住宅の申込	都市整備課
救急搬送証明の代理申請	中央消防署
市職員（会計年度任用職員含む）の休暇制度の利用	職員課

7 民間におけるサービス例

（１）医療機関

本制度に対応した医療機関において、主に以下のような扱いを受けることができる。

- ・ 治療説明時の同席
- ・ 入院に関する署名や付き添い等
- ・ 手術及び必要な治療方針に関する同意 等

（２）民間企業

本制度に対応した取組を行う企業において、主に以下のような扱いを受けることができる。

- ・ ローン（連帯債務型借入）設定における配偶者としての取扱い
- ・ 生命保険等の受取人への指定
- ・ クレジットカードの家族カード作成
- ・ 家族割などの適用 等

8 その他

(1) 制度に関すること

- 届出を行うことができる者は同性のパートナーに限定せず事実婚も可とする。
- 通称名を使用することができる。
- 証明カードを紛失等した場合は、申請により再発行を可能とする。
- 届出内容に変更があった場合は、変更届を提出してもらう。
- パートナーシップを解消する意思がある場合等は、返還届とともに証明カードを返還してもらう。

(2) 市の取組に関すること

- 市は、届出及び証明カードの趣旨を理解し適切に取り扱う。
- 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。
- 制度実施に伴う市の具体的なサービスは、ホームページ等で随時公表する。
- 今後、パートナーシップ・ファミリーシップの都市間連携協定の締結を検討する。

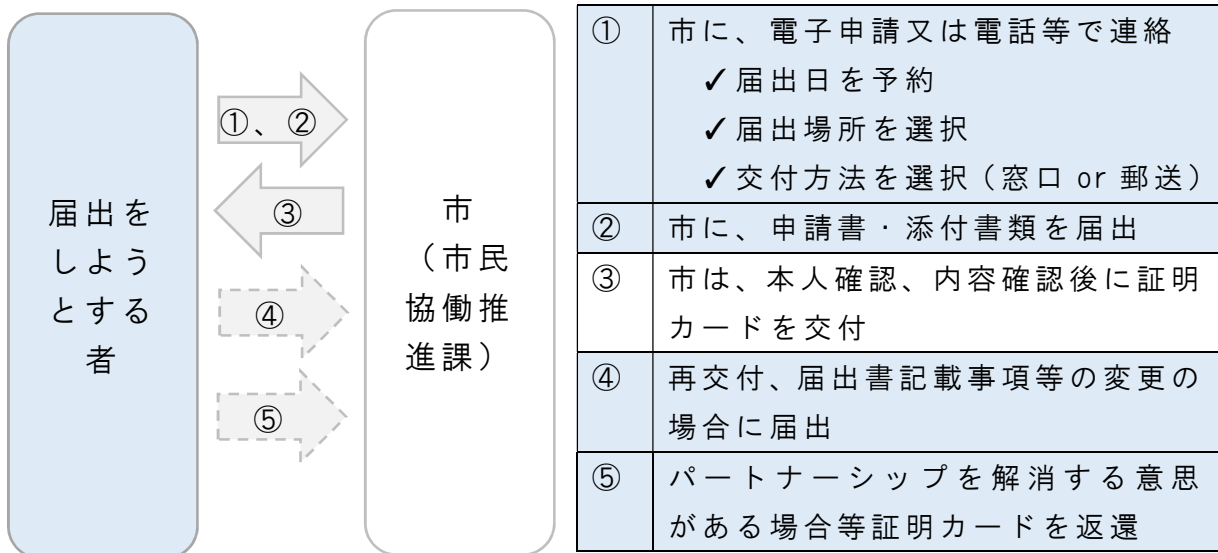
※ 都市間連携協定とは・・・

パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用している方が、転入・転出する場合に生じる手続を簡素化し負担の軽減を図るため、自治体間において締結する協定。

なお、県内では令和5年7月に、千葉市・船橋市・市川市・松戸市・習志野市・柏市の6市で都市間連携協定を締結している。

【参考】パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード交付の流れ等

○カード交付の流れ



○カードのイメージ

（表）

【第 号】 年 月 日	
袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード	
袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第6条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を受理したことを証明します。	
(本人) 様 年 月 日生	(パートナー) 様 年 月 日生
袖ヶ浦市長 印	

（裏）

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。	
届出証明カードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。	
戸籍上の氏名（※通称名使用の場合）	
(本人) 様	(パートナー) 様
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
様 年月日生	様 年月日生